

## ◎議 事 日 程（第 2 号）

平成18年 9 月 14 日（木曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第83号 愛西市職員定数条例等の一部改正について
- 日程第 2 議案第84号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第85号 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第86号 愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第87号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第88号 平成18年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第89号 平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第90号 平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第91号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第10 認定第 1 号 平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 2 号 平成17年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 3 号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 4 号 平成17年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 5 号 平成17年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 6 号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 7 号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 8 号 平成17年度愛西市水道事業決算の認定について
- 日程第18 委員会付託について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ◎出 席 議 員（30名）

1 番	前 田 芙美子 君	2 番	鷺 野 聰 明 君
3 番	三 輪 久 之 君	4 番	日 永 貴 章 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	榎 本 雅 夫 君
7 番	岩 間 泰 彦 君	8 番	田 中 秀 彦 君
9 番	村 上 守 国 君	10 番	真 野 和 久 君

11番	鬼頭勝治君	12番	八木一君
13番	近藤健一君	14番	小沢照子君
15番	後藤和巳君	16番	堀田清君
17番	加藤和之君	18番	古江寛昭君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君
21番	永井千年君	22番	黒田国昭君
23番	中村文子君	24番	加藤敏彦君
25番	加賀博君	26番	宮本和子君
27番	石崎たか子君	28番	佐藤勇君
29番	太田芳郎君	30番	柴田義継君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	助役	山田信行君
教育長	青木萬生君	会計室長	杉山政男君
総務部長	中野正三君	企画部長	石原光君
教育部長	八木富夫君	経済建設部長	篠田義房君
		市民生活・	
上下水道部長	若山富士夫君	保健部長	藤松岳文君
福祉部長	水谷正君	消防長	古川一己君
佐屋		立田	
総合支所長	加賀和彦君	総合支所長	伊藤忠俊君
八開		佐織	
総合支所長	飯田十志博君	総合支所長	山崎敏次君
児童福祉課長	佐藤敏彦君	高齢福祉課長	石黒貞明君
社会福祉課長	杉勝巳君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

おはようございます。

御案内の定刻になりました。

全員御出席でございますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第83号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・議案第83号：愛西市職員定数条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

消防職員組織法の一部改正に伴う議案でありますけれども、その内容について少し質問させていただきたいと思います。

法改正の中心は、消防本部の広域化、合併を進めるものですが、1ヵ所の消防本部の管轄人口目標を現行の10万人から30万人に引き上げるとというのが中心的内容で、合併のときにも議論された言い方ではありますが、自主的な広域化を進めるといふふうに言われていますけれども、総務省が出しました基本指針を読みますと、県は、基本指針に基づいて消防本部を合併する対象市町村の組み合わせを盛り込んだ広域化の推進計画を19年度中に作成して、5年度以内、すなわち24年度中を目途に広域化を実現するというふうにしています。こういう設定を設けて追い込んでいくやり方というのは、強引に進められてきました市町村合併と同様のやり方ではないかというふうに感じました。広域化によって消防署の数が減ったり、あるいは消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならないというふうに思います。広域化の方法というのは、新しい事務組合の設立ということで予定をされているのか、どのような方針で臨むのか、御説明をいただきたいと思います。

○消防長（古川一己君）

今回の消防組織法の一部改正の内容については、今永井議員のおっしゃったとおりでございます。

なお、今回の組織法の市町村の消防広域化の目的でございますけれども、現在の私どものような小規模消防本部におきましては、現在の災害の多様化、大規模化、また高度複雑化する社会における予防救急業務等に的確に対応するためには、非常に困難な部分があります。よって、市町村合併が騒がれる、またはそのような制度化がされる前は、議員おっしゃったとおり10万人で一つの規模を示しておりましたけれども、そのような社会背景、情勢によりまして、今回は30万人を目標とした広域化を国が進めるものでございまして、この複数の消防本部を統合す

ることによりまして、災害時の初動態勢、1次出動でございますけれども、現在四、五隊出動の部分が10隊ほど1次出動で可能になるということで、被害の軽減、またそれぞれの諸所の適正配置、適合によりまして、それぞれ現場到着時間の短縮というのを目的としております。

また、我々、現在も取り組んでおります消防救急デジタル無線化等、高度資機材の整備につきましても、現在の規模の消防本部で非常に困難が生じるということで、このような広域化することによってそのような部分も緩和されるというような目的でございます、先ほど議員の質問の中にありましたけれども、決して広域化によって署所の数を減らすものではございません。より一層すべての署所から出動するという体制でおりますので、それぞれの現在の自治体の境界というものもなくなり、それぞれ地域の皆さん方の被害の軽減につながるものと考えております。

なお、この広域化に進みまして、組合方式、委託方式、いろいろございますけれども、現在のところ、まだそのような検討には入っておりません。私どもの方でも、現在総務課長クラスで広域化になればどのような消防体制になるか、消防力になるかということの検討を今取り組み始めたところでございますので、組合方式、どのような方式にするかということろまではまだ踏み込んでおりません。

なお、この消防団につきましては、従来どおり市町村ごとの設置を基本としておりまして、今回の組織法の改正にあります広域化の対象とはしておりませんので、申し添えさせていただきます。以上でございます。

## ○21番（永井千年君）

5年以内、24年度中ということが基本指針に明示されておりますけれども、検討は始めたばかりということではありますが、あくまで24年度中に広域化を実現するというので検討を始めたということなんでしょうか。それが1点であります。

もう一つは、いろいろ今の話で署所は減らさないだとか、無線の体制だとか、いろんな整備が推進されるということではありますが、職員の体制が、やはり今でも大変充足率というのは低く、7割を切っているわけでありまして、こういうものが広域化によって職員を減らしていくということだと、本当に市民の安全が守られる方向に行くのかどうか、大変不安になるわけでありまして、その点はどのような方向性を検討していくのか、述べていただきたいと思っております。

## ○消防長（古川一己君）

まず広域化を5年以内を実現するかということでございますけれども、これにつきましては、各自治体が同一歩調を持って取り組まなければならないということを考えておりますので、今のところすべての自治体の意思確認というのはなされておられませんので、現在私どもの消防本部、現場サイドでは研究会を始める、ゴーサインが出れば5年以内という目標を掲げて進むつもりでございます。

また、職員の体制でございますけれども、この広域化によりまして、例えば通信業務に携わっている職員を一つの通信司令室のところへ統合いたします。そうしますと、現在の通信員と

いうものが、全体でいきますと、例えば、現在本部を足しますと20人のところを10人ということになりますので、そのような職員は現場の方へ配属、また本部機能の職員につきましても、統合することによって本部職員というのは減らすことができます。その者をまた現場の方へ、不足する部分へ回すというような考えを持っておりますので、広域化イコール職員を減らすという考えは、現在は持っておりません。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑は終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第84号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・議案第84号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

1点だけお尋ねをいたします。

9条の2の第1項の第2号、第3号で定めています「障害者の支援施設」、「障害者支援施設に準ずる施設」の規定に該当する、愛西市とその周辺地域での施設について具体的にちょっと上げていただきたいと思います。

○消防長（古川一己君）

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の関係でございます。第9条の2第2号に該当する障害者支援施設でございます。我々が現在把握しているところ、虹の里八開、れいんぼうワークス、これは愛西市内でございます。また津島市内では、ゆうとぴあ恵愛、しらさぎ福祉園、また弥富市では愛知県弥富寮、稲沢市ではルミナス、はなのき寮を把握しているところでございます。

また9条の2第3号に規定する準ずる施設でございますけれども、愛西市内では、愛厚ホーム佐屋苑、明範荘、寿恵園、悠々の里が、現在私どもの把握している施設でございます。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第85号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・議案第85号：愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは質問を伺います。

議案第85号、この報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。今回の障害者自立支援審査会委員の報酬の改定ということでもありますけれども、支援審査の関係でいうと10月からになっていますけれども、実際には審査会そのものは既に行われているというふうに考えられます。となりますと、今回に改めて報酬が介護認定審査会委員と同じ額となるわけですけれども、改定前で考えれば、いわゆるその他の公職者ということで、日額で委員長が6,800円、委員6,500円というのがこれまで適用されてきたと考えられるわけですが、これまでに、18年4月1日から適用するというふうになっていますので、さかのぼることにはなると思いますけれども、現在のところ支払いをしたのか、審査会がいつごろから開催を始めたのかということ。それから、これまでの審査会の報酬についてどういう形で、例えばとりあえずは6,800円、6,500円で払って今後差額を戻すのか、あるいは、もう既にこれまで開かれたものについて介護認定審査会委員と同じような額を支払ってきたのか、まずお尋ねをいたします。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは御答弁させていただきます。

今までの報酬はどうしていたのかということでございます。

この障害者自立支援審査会は、第1回を7月27日に開催しております。それで7月分は既に支払ってしまいました。まことに申しわけございません。ここにおわびを申し上げます。

その後、条例改正が必要ということで、今回、介護認定審査会の委員と同じ日額ということで、この自立支援審査会を開催する報酬ということで、委員長として日額2万2,000円、委員として1万9,000円を上程させていただいておるということでございます。

それで、7月は、先ほど御報告させていただきました日にちでございます。8月は2回実施、9月は2回の予定ということで、10月以降は毎月1回の予定ということでございます。よろしく願いいたします。

○助役（山田信行君）

私からも一言おわびを申し上げたいと存じます。

先ほど福祉部長が申し上げましたように、今回のこの件、報酬としての予算額は235万2,000円計上はしておりましたが、条例の制定の提出がおくれまして、条例に基づかない支出を行ってきたということございまして、この関係は、会計事務の責任者でありますことからいいたしても、本当に深くおわびを申し上げるところでございます。申しわけございません。

○10番（真野和久君）

今言われましたように、本来なら開始前に条例を改正して支払うべきだと考えますので、今後そういうことがないようにお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

質疑、他にございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第86号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・議案第86号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

指定管理者の指定は、公募を原則として、合理的理由がある場合は公募を行わないというふうにされています。本条例を制定する前から、この指定管理者の指定問題については内部で検討されてきているようでありますけれども、どういう方法で決めていくのか、現在検討している検討内容の途中経過を御報告いただきたいというふうに思います。

2点目は、これは予算議会でも議論がされましたが、指定管理にすると、今の子育て支援センターの事業内容、活動内容が向上すると。今求められる事業の活動水準から見て、申請の資格や、あるいは人的な構成及び財産的基礎などについてはどのような能力が求められているのか、説明いただきたいと思います。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは御答弁させていただきます。

子育て支援センターの指定管理の関係で、指定管理者についての御質問でございます。

愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、公募による募集を考えています。指定管理者の選定につきましては、公募により申請があったものを、愛西市児童センター、児童館及び子育て支援センター指定管理者選定委員会において、施設の設置目的に照らし、管理運営を効果的かつ効率的に行うことができるかなどを審査していただき、指定管理者の候補者を選定していただきます。そして、議会の承認を得た後に指定管理者として指定をさせていただくということでございまして、公募によりまして充実と申しますか、そのセンターを有効的に、かつ皆様に御利用していただくように、今回一部改正をお願いしておるといってでございます。

○21番（永井千年君）

2番目の質問に対して具体的に答弁していただいているんですが、だから、充実をしてい

くという大変抽象的な言葉ですので、具体的な、子育て支援センターの現状はこうだけでも指定管理すればこういうふうになるんだと、活動の水準がね。その中身を私は今質問しましたので。

それと、申請の資格だとか、人的構成や財産的基礎などの内容についても、ちょっと何も答弁していただけていないので、もう少しそのあたりを具体的に答弁を求めたいと思います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

申しわけございませんが、細かいことにつきましては担当課長より説明をさせていただきたいということで、御了承をお願いいたします。

**○児童福祉課長（佐藤敏彦君）**

具体的内容でございますけれども、現在の子育て支援センターにつきましては、放課後児童クラブを午後からやっております、午前につきましては一般の来客に利用をさせていただいておりますという状況でございます。

この指定管理者制度を導入することによりまして、具体的には、午前中には親子教室などの子育ての事業を実施していただきまして、なお、午後は学童保育を予定しております。

あともう一つ、申請の資格という関係でございますけれども、資格につきましては、団体ということでグループなどでも申請を受け付けるという内容でございます。

**○21番（永井千年君）**

今、親子教室というお話がありましたけれども、立田地区の場合は従来保健センターで行われていると思いますけれども、それを移すだけの内容なんですか。相談活動も含めて新しい事業活動の展開というのは全くないのでしょうか。

それから、団体でもグループでもいいということでもありますけれども、やはり資格の問題や人数だとか財産的な基礎というのは、おおむね今の段階でも明らかにできるのではないかと思います。もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

相談活動などは、日常的にやれる体制は組まないのでしょうか。

**○児童福祉課長（佐藤敏彦君）**

お答えさせていただきます。

先ほど親子教室などということで、そういった相談活動につきましても、それぞれの申請によりまして実施をしていただく内容でお願いしたいと思っております。申請がありまして、内容、それから先ほど言われました団体の規模といいますか、職員構成だとか、そういったものも申請書に添付していただきますので、そういったものも含めまして選定委員会の方で総合的に審査をしていただき、候補者を選定するという考えでございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~



◎日程第5・議案第87号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第87号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

14番・小沢照子議員、どうぞ。

○14番（小沢照子君）

このたびの条例の改正に当たりまして、愛西市国民健康保険出産育児一時金の受領委任払い制度について2点ほどお伺いをいたします。

1点目といたしまして、平成17年4月から18年8月末までの出産育児一時金の申請件数と、そのうち受領委任払い制度の利用件数でございます。

2点目といたしまして、この制度の周知の方法についてお伺いをいたします。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

この制度につきましては、平成17年4月から平成18年8月末までの出産育児一時金の申請件数は132件ございました。そのうち、受領委任払いの申請件数は10件となっております。

ちなみに、同じ数になりますが、平成17年度ということで考えてみますと、17年度は91件で、うち7件が受領委任払いとなっております。平成18年につきましては、差し引きしていただくとわかるんですが、現在のところ41件、うち受領委任払いが3件となっております。

また、周知の方法についてでございますが、基本的にはお問い合わせ、あるいは御相談があった場合に窓口等でお答えを申し上げている状況でございます。

○14番（小沢照子君）

御承知のとおり、この制度と申しますのは、出産費用の準備の負担の軽減をするためでございます。ただいまの周知の方法をお伺いしました限りでは、私の身の回りでも若いお母さん方が子供さんを出産されるに当たりまして、費用の準備、現行30万支給されますね。今議会で条例が可決されますと35万になるわけでございますけれども、若い世帯の方が、この額を準備するのと準備なしで分娩・出産を迎えるのとでは大変な違いがございます。ですので、私はこの周知の方法をもう少し考えていただいて、該当者の方、対象者の方、皆さんがこの制度をお知りになって活用していただければいいと思うんですけれども、この点についていかがでしょうか。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

この受領委任払いの利用については、出産に係る費用を支払えない方といえますか、そのような場合に、本人または医療機関から申請されるものでございます。

しかし、それにも条件がございます。保険税の未納がある場合は適用できないような、非常に微妙な点もございます。議員のおっしゃる意向をよく理解しておりますつもりですが、一度事務局としてもよく検討をして、この周知の仕方について、いま一度考えてみたいと思っております。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

今回の健康保険条例の一部改正については、出産育児一時金を5万円上げて35万円、葬祭費が10万円だったものを5万円に引き下げるということなのですが、葬祭費をなぜ10万円を5万円に引き下げるのか、明確な理由をぜひお聞かせ願いたいと思います。

そして2点目は、他の政府管掌健康保険や組合保険、共済組合などの社会保険の葬祭費はどのような形になっているのか、その点をお伺いいたします。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

今回の改正につきましては、提案説明でも申し上げましたとおり、健康保険法等の一部を改正する法律施行に合わせまして、給付に係る均衡を図るためでございます。

また、社会保険に係る御質問でございますが、今回の法律改正に伴いまして、本年10月から5万円になるものと理解いたしております。

**○26番（宮本和子君）**

葬祭費ですが、これは84年前に制度がつくられて、今まで各市町村で金額が決められていたものではないのでしょうか。各市町村で金額を決めていたものが、今回の健康保険法の改正に伴って、どうしても改正しなければならないものなのか、そこら辺はどうなのでしょう。今まではそれぞれ金額、その国保自体の会計もそうですが、市町村の責任で運営管理されているわけですから、そういう点では、今までがそうだったのに、どうしてもその法律がということがありますけれども、そういう法律を決める段階で何らかの理由があってこれは10万円から5万円に引き下げられたということがあるわけですね。だから、そこら辺の理由をもう少し詳しくお願いしたい。

それから、政府管掌健康保険、組合保険、共済保険などは、今までは所得に応じて1ヵ月分とかいう形で規定があったわけですが、それが、ほかの国民健康保険の関係のも含めて5万円に引き下げるということは私も初めて聞いたんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。それでは社会保険なんかで今までやっている方なんかは、相当の金額の差があると思うんですよね。それではちょっと納得できないんですけど。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

この葬祭費につきましては、要する費用は標準報酬と連動させる必然に乏しいことから、今回の改正がされたと聞いております。政令で定める金額を支給することとし、法制化したということでございます。現金給付の重点化の観点や、国民健康保険における葬祭費の平均額が5万円であるということ踏まえて、埋葬料や家族葬祭料の金額を5万円と定めたとございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、社会保険の方でございますが、中村社会保険事務所、政府管掌保険でございますが、これは埋葬料が標準月額1ヵ月、最低保障金額10万円となっております。また、家族埋葬料は10万円となっておりますが、これが変更後5万円となります。

ちなみに、私どもといたしますか、愛知県市町村職員共済組合につきましても、埋葬料、給料月額掛ける1.25、最低保障額が10万円、家族埋葬料は給料月額掛ける1.25掛ける0.7、最低保障額10万円でありましたものを、いずれも5万円と改正されるものと思っております。

**○26番（宮本和子君）**

そうしますと、今、社会保険の場合は、最低の保障額が5万円にということであると、最大は幾らでも、標準報酬月額1ヵ月分とか家族の場合は0.7ヵ月というふうになっているわけですから、最低は5万円だけど、上は幾らでもあるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

従前がそうでしたが、今回の改正によりまして、いずれも5万円となりますので、御理解いただきたいと思えます。

**○26番（宮本和子君）**

その点は私も聞いておりませんでしたので、一律で5万円になるということはちょっと納得いかない話なんですけど、私の資料にもそこら辺のことは、全体をすべて一律5万円という形にはなっておりません。しかし、本当にその葬祭費が5万円ということになりますと、全体で年間、国としても320億円も削減という形になるわけですよ。最初、厚労省の案では、葬祭費は一律10万円としていましたけれども、自民、公明与党が、出産育児金を引き上げるというために葬祭費を5万円引き下げを提案したということで、そういった意味では、本当にお年寄りいじめの法律だなあとということをおっしゃるわけですよ。

出産育児一時金の対象が本会議でも97人、そして葬祭費対象が愛西市でも406人ということですから、年間1,547万円の費用負担が減るという形になるわけですよ。出産育児一時金がふえることについては、若い方に大変喜ばれることですよ、私も否定はできないし、それは本当に喜ばれることですのでいいとは思いますが、やはり国保加入者で圧倒的多数の高齢者は、ただでさえ医療費負担や税負担、国保、介護費用の負担増の中で葬式代まで削られる。本当にこれでは死ぬにも死に切れない、これが高齢者の気持ちではないでしょうか。そういった意味では怒りの声も寄せられていますが、市としてこうした声にどうこたえるのか、また浮いた1,547万円は何に使うつもりなのか、その見解をお聞かせ願います。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

先ほどからお話ししておるとおりでございます。また、この引き下げをお願いするというところから、適用を改正法の施行により半年間おくらせておりますので、その点もあわせて御理解がいただきたいと考えております。

また、減額した金額を、簡単に申し上げれば、皆様方から徴収いたします税がそれだけ少なくなるという、有効活用というよりも、税が少なくなるものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第88号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第88号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

12ページの、全協の場でも説明がありました裁判の和解金についてお伺いしたいと思います。

子供への影響を配慮して和解ということになって、そういった説明がありましたが、一般的にこういった問題というのは、民民の問題で片づけられる場合が大変多いと思います。当事者である保護者だけでなく、行政も和解金の支払いに応じるということは、行政に非があることを認めたということになると思いますけれども、どんな非をお認めになったのか、またこの裁判によってどんな改善が必要になっているとお考えなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○教育部長（八木富夫君）

この和解金につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、議会運営委員会の場でも、またこの本会議の場でも経過について御説明をさせていただきましたとおりでございますが、再度、同じ答弁かもしれませんが、この訴訟につきまして和解に応じたのは、行政の過失を認めたものではございません。あくまでも当事者の子供たちの今後の成長に伴います心理的影響等を含めて、学校等近隣地域との関係、よい関係であっていただきたいことを願って、早期に解決のために和解に応じたということでございます。当然、行政の過失の可否をあくまでも問うということであれば、今後判決の準備に入り、相当の時間もかかるというふうに判断をしたわけでございます。また、関係者にもそうしたことでかなりの心理的負担が生じるということが十分想定をされます。そうしたことから今回和解に応じさせていただきました。

さらに、この訴訟につきましては、提訴をされましたときから、それぞれ原告・被告、3者とも和解ありきという姿勢の中で、3人の弁護士の間で長い時間をかけていただいて調整をされてきたという経緯がございますので、そうした経緯を踏まえまして、ことしの18年7月5日に裁判所より示されました和解案に、原告・被告、3者が同意をしたものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、歳出の10ページ、総務費の総務管理費の一般管理費の中に巡回バス運行検討委員

会委員の報酬が計上されていますが、構成をされます20名の委員構成について具体的にどうい  
う方が選出をされてきているのか、説明いただきたいと思います。それが1点であります。

それから、同じく10ページのコミュニティー費の修繕料であります。立田の温泉装置のこ  
とについても触れられたと思いますが、これトゴール方式と言うんですかね、設置以来、前  
にも補修があったというふうに思いますが、この装置の現状について、耐用年数なんかも含めて  
どういう現状にあるのか、説明いただきたいというふうに思います。

それから3点目は、同じく10ページの児童館費の営造物維持管理負担金についてであります。  
集落排水施設に接続したものに対して営造物維持管理負担金を徴収する、この法的な根拠につ  
いてちょっと改めて御説明いただきたいと思いますが、領内川悪水土地改良区でしたかね、こ  
のケースの場合は。これの定款だとか、あるいは営造物管理規程などによってこの12万円とい  
うものが計算されているというふうに思いますが、当然この徴収規定というのは自治体と協議  
の上に決まっているというふうに思いますが、関係自治体も多いわけでありまして、どのよ  
うな協議を行って決まってきているのかが1点であります。

それから、ついでと申すわけありませんが関連して、この領内川悪水土地改良区の受  
益者に対しての賦課金について、宅地から以前は取っておったというふうに思いますが、それ  
はいろいろ議論の中で、宅地だと大体1,000円ぐらいになるそうでありまして、それをやめて  
いるというふうに聞いていますが、愛西市内の他の土地改良区の賦課金の徴収規定というもの  
はどのようになっているのでしょうか。それぞればらばらなのか、足並みがそろっておるのか、  
現状について説明をいただきたいというふうに思います。

それから、12ページの教育委員会費の中の学校施設整備費交付金600万円、これは立田地区  
の各学校に200万円ずつということでありまして、どうして教育委員会費に計上してあるのか。  
これは財布を教育委員会に設けるという意味なのか、それぞれこれからどういう使い方をして  
いくのか、どこまで検討が進んでいるのか、説明いただきたいと思います。

以上の4点について答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、巡回バスの運行検討会委員の構成でございますけど、20名の構成につきましては、  
高齢者の方の代表8名、女性の方の代表4名、総代、駐在員の代表4名、そして市民の方4名、  
各地域でそれぞれ2名・1名・1名・1名というような形をお願いをしたいと思いますが、合  
わせて20名の委員で構成をお願いしたいと思います。ただ、まだこの御決定をいただいており  
ませんので、人選までは至っておりません。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは2点目の、コミュニティセンターの温泉装置の修繕料の関係で御質問をいただきま  
した。ただ、議員から先ほどお話がございました、今回トゴールの修繕ではありませんので、  
その点だけ前もってお断りをさせていただきたいと思います。

今回の温泉装置等の修繕につきましては、いわゆる南部のコミュニティセンターの関係でご  
ざいまして、浄化槽の送風機の取りかえというのが主な内容でございます。

それともう1点、温泉の循環装置というものがございますが、これは毎年点検をしておりますけれども、南部のコミュニティセンター点検の結果、油脂とか老廃物が非常に多いということで、洗浄した方がよろしいですよという点検の結果を踏まえまして、今回お願いをするものでございます。以上でございます。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それでは、営造物の関係の御答弁をさせていただきます。

営造物維持管理負担金の計算根拠についての御質問でございますが、（仮称）八開児童クラブ施設を建設するに当たり、農業集落排水に接続させていただくことになり、区域であります領内川用悪水土地改良区に対し、接続時に一時金として12万円を負担する必要があるため、補正をさせていただいたということでございます。これは、領内土地改良区の営造物の維持管理規程の中に集落排水区域内の一時金として規定をされております。この規定につきましては、土地改良区が定款によりこの維持管理規程を定めて、今回、この施設をつくる上で負担するというところでございまして、排水協力金といいますか、そういう料金でございます。

それと、他の土地改良区の宅地の賦課ということでございますが、そちらについては資料は手元にはございません。

**○教育部長（八木富夫君）**

学校施設等の整備費の交付金の使途についてということで、なぜ教育委員会費に計上したかという理由のお尋ねだったかと思えます。

今回、提案説明もさせていただきましたように、600万という多額の寄附をいただきました。これは寄附をされた方の意向を尊重いたしまして、寄附をいただいた方から教育振興に充ててくださいという御意思がございましたので、教育委員会の方で計上させていただきました。今後学校の方へおろさせていただきます。学校の要望をお聞きし、学校の備品または施設等に充てたいというふうに考えております。

**○21番（永井千年君）**

4点、逆にさかのぼります。

まず学校整備費の交付金の問題ですが、僕が聞いたことと少し違うんですが、つまり雑収入か何かに入れて、立田地区の三つの学校でこういう設備に使うと、そのときに補正予算として計上するというやり方ではなくて、今回教育委員会にまずこうやって600万円計上したと。こういう計上の仕方はなぜなのかということについてお尋ねをしているんです。だから、資金使途というのがまだ決まっていないのか、順次おろしていくという言い方もちょっとよくわかりませんが、もう一度説明をいただけないでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

寄附をされた方からは、愛西市へ一般寄附金として入れられましたので、教育委員会費の方で予算を組ませていただきましたのは、その財源を充てていただいたというふうに理解しております。

**○21番（永井千年君）**

質問していることの意味がちょっと伝わっていないんですけど、通常何に使うかということが明らかになって補正予算が組まれるんじゃないですかと僕は聞いているんですよ。順次何かおろしていくという言い方はよくわからないんですよ。

**○助役（山田信行君）**

要は立田地区からの御寄附でございまして、その方から特に立田地区の三つの学校の施設整備に充当してくれということで600万円をいただきましたので、今回の補正予算を計上させていただき、各学校に200万円ずつ振り分けさせていただいたもので、既に使い道としてはそれぞれの学校から希望をいただきまして、それに充当していきたいと考えております。

**○21番（永井千年君）**

要するに、今現在の段階では資金使途は明確になっていないということなんではないでしょうか。なっているなら、その中身についてちょっと説明をいただきたいと思います。

**○教育部長（八木富夫君）**

それでは、それぞれの学校が予定をいたしておりますものを説明させていただきます。

まず立田南部小学校におきましては、コンビネーション遊具と言っておりますが、ジャングルジムを中心といたしました滑り台、うんてい、上り棒、太鼓橋、ハングリングがついた遊具でございます。

次に、立田北部小学校におきましては、57インチの液晶テレビ、そしてDVD・HDD・VHSレコーダー、そしてアルミテントということでございます。

そして最後に立田中学校でございますが、グランドピアノの要望をお聞きいたしております。以上でございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

当局に言っておきます。議事の進行上、わかっておるものは素直に出して行ってください。

**○21番（永井千年君）**

それで今回、今の明細で600万、それぞれ200万ずつということで理解してよろしいでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

各学校学校、それぞれ200万の交付金として学校の方へおろさせていただくつもりでございますので、この金額で学校の方がそれぞれお願いできたらというふうに考えております。

**○21番（永井千年君）**

交付金としておろすと。教育委員会で買うのではなくて、それぞれの学校に交付金としておろすというやり方は今までもあったんでしょうか。これからもこういうやり方は行われるんでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

愛西市になってからはまだこのようなことはやった経緯はございませんので、今回が初めてになるかと思いますが、今回、私どももいろいろ寄附をいただいた方の御意思を考えまして、できる限り全額御意思に沿える方法を考えたようなわけでございますので、よろしく願い申

し上げます。

**○21番（永井千年君）**

それから、営造物維持管理負担金についてであります、これもちょっと具体的に答弁していただいているんですけど、私が聞きましたのは、通常領内川悪水の場合、1件当たり3万円とか5万円の数字があるというふうに思いますが、この12万円というのは、この規定からいうとどういう計算になるんでしょうかということを知りたいのと、当然この規定を設けるに際して勝手に土地改良区が相談もなしに決めていくということではないと思いますので、法律に、土地改良法の54条でしたかね、関係する団体、自治体と協議するというので、その自治体とどういう協議の上この金額が決まってくるのかということについて説明を求めたいわけなんです。具体的な答弁をもう一度お願いしたいと思います。

それから、これはだれかわかる方が見えると思いますけど、土地改良区の賦課金というのは、福祉部長がわからなければほかの人に答えていただきたいんですが、市内土地改良区の現状についてどのような違いがあるのか教えていただきたいというふうに思います。

一つ一つやっていきますので、議長、よろしいでしょうか。

**○議長（佐藤 勇君）**

議案に対する質疑でございますので、主として議案についての質問に限っていただいて、幅広く関連があればやむを得ないですが、資料等も議案に対する資料しか持ってきていないと思いますので、そこら辺はまた後ほど聞くという方法もございまして、議事進行に協力を願いたいと思います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それでは、先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

領内川用悪水土地改良区が管理規程として決められました内容、どういうふうに決められたかということですが、この関係につきましては、人件費とか、電気代とか、ごみ処理、除草、電話代、そういった費用を維持するのに排水機場に係る経費ということをお考えして、領内川用悪水土地改良区では12万円というのを決められたということでございます。それで、この12万円につきましては、当然土地改良区の中で役員会とか理事会、総代会で可決されたということだと思います。

それと、他の土地改良区はということですが、その資料は持ってありません。

**○21番（永井千年君）**

この営造物管理規程に従ってどういう計算で12万という数字が出たかということを知りたいんですけど、その中身のことで言っているわけじゃないんですよ。通常3万とか5万というものが、この児童館の施設の場合についてはなぜ12万円なのかという、その計算の根拠を知りたいんです。だから、勝手に管理規程にないものを総代会等で議決して決められるものじゃないと思うんですが、その点、どうでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

その12万円の根拠ということですが、どのように決められたかという数字の根拠に



については申しわけございませんが、土地改良区の方で12万円に決められたということについてはちょっとわかっておりません。先ほど申し上げましたように、人件費とか電気代とかごみ処理とか除草、そういった費用を維持するということで、領内川用悪水土地改良区が、目的が設置の方から応分の徴収をするということで12万円を決められたということでもあります。

**○21番（永井千年君）**

そんなふうに応分の負担ということで、総代会で相談して議決すれば勝手に決められるんですか。そうじゃないでしょう。これは別に法律に定められていることじゃないものですから、定款だとか管理規程をきちっと設けて、その管理規程に書き込んであるわけじゃないでしょうか。だから、基準なしに決まるというふうには理解しておりませんので、そのことを聞いておるんです。なかなかすれ違って答弁いただけないような感じなんです。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは休憩をとります、ここで。それで調整をしてもらって、的確に答弁ができるように努力してもらいます。10分ほどです。お願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議を再開いたします。

先ほどの21番・永井千年議員の質問に対する答弁を、助役、どうぞ。

**○助役（山田信行君）**

改めて説明をさせていただきますけれども、この関係、領内川用悪水土地改良区の規定の中に根拠がございまして、八開児童クラブのような施設、これは事業用の施設ということにとらえられまして、こういった関係は、区域内が12万円、また区域外は15万円という一律の金額で規定をされておりますので、そういったことで御了解をいただきたいと存じます。お願いいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは1点、お尋ねをいたします。

民生費の社会福祉総務費委託料で、今回、地域活動支援センターの委託、そして障害者タイムケア、日中一時支援事業の委託というのが予算化をされています。それで、これは障害者自立支援法の関連での予算だと思いますが、地域活動支援センター、10月から活動するのもかもしれませんけれども、具体的にどういうところに委託をしていくんでしょうか。

また、既に行われていると思いますが、障害児タイムケアの事業委託料とか、日中一時支援の委託料がありますけれども、その事業の状況についてまずお尋ねをいたしますので、よろしく申し上げます。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それではお答えさせていただきます。

地域活動支援センターでございますが、今までの障害者デイサービスがこの10月から移行するものであり、事業内容は同じでございます。委託先も、今まで障害者デイサービスを実施してきたゆうとぴあ恵愛やルミナス等の事業所を予定しております。

また、日中一時支援事業でございますが、現在サービスを実施している障害児タイムケア事業と日帰りのショートステイが一つとなり、この10月からスタートするものでございます。障害児や障害者を一時的に預かり、介護者に休息の機会を与えるもので、これも今までサービスを提供している事業所として弥富寮とか虹の里八開へ委託を予定しておるということでございます。

**○10番（真野和久君）**

これまでやってきたところで、ゆうとぴあ恵愛やルミナスが地域活動支援センターとして今後申請をして、登録されたということでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

そのとおりでございます。

**○10番（真野和久君）**

今後、こうした事業者が登録をされていくことがふえてくると思うんですけども、一般質問もありますけれども、障害児計画とかの関係も含めて、今後どういう形でふえていくのかということについて、あるいはどういう対応をしていくのかについては、市として考えていますか。

**○社会福祉課長（杉 勝巳君）**

先ほどの質問で、施設等に関しては、まだ法律自体がスタートしたばかりで、介護保険等を眺めていますと、やはり数年して事業所がふえつつあるという形で、同じような形態をとると考えております。ただ、それに合う事業所から申請があれば、市としても委託契約をいたしまして、利用者がサービスをするところを選択できる状態が望ましいと考えておりますので、そのような方向で進みたいと思っております。以上です。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは次に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○24番（加藤敏彦君）**

議案第88号のうち10款の教育費、11ページで、命を大切にすることをはぐくむ教育推進事業について、県からの事業ということで40万円計上されておりますが、今、ニュースなどを見ますと、本当に子供たちの心の問題も大変重要になっているなあとと思いますが、今回勝幡小学校という形で示されておりますが、個々の学校でいきますとそんなに荒れているというふうにも思わないわけですが、なぜこの事業が必要なのか、なぜ勝幡小学校なのか、またどんな事業を進められるのかについてお尋ねしたいと思います。

**○教育部長（八木富夫君）**

まず最初に、どうして勝幡小学校がということでございますが、勝幡小学校は以前からこの

ような取り組みをしております、県の方へこうした事業の申請をしておいた経緯もございますので、今回県から委嘱を受けたということでございます。最初にその点、御答弁させていただきます。

まず命を大切にすることをはぐくむ教育推進事業でございますが、単年度事業でございます、先ほど申し上げましたように、勝幡小学校が愛知県の県民生活部の方から研究委嘱を今回受けたわけでございます。この内容につきましては、児童が生命のとうとさを感じ取り、生命をかけがえのないものとして大切にすることを身につけさせることを目的としております。現在、全学年がこの研究に取り組んでおります。

具体的な内容といたしましては、昔の遊び、名人のわざ、茶の湯、生け花など体験をさせ、そして、さらには外国人留学生との交流なども計画があるようでございます。地域の自然、人々の生活や文化についてそれぞれ調べ学習がございまして、体験をする学習を通して自分たちの生活がそれぞれ地域の人々によって支えられているということをお子たちに気づかせるとともに、地域の人々と積極的にかかわろうとする意識を高め、実践をしていく内容でございます。そして、本年度、この成果の発表を11月19日、日曜日になるかと思いますが、勝幡小学校の方ではわくわく発表会にて、それぞれが体験をいたしました、各学年が設定をいたしましたテーマに沿って発表会も実施をされます。以上でございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

今、教育部長の説明を聞きますと、今現在、勝幡小学校で毎年行っている総合学習に基づく発表会を県の事業に位置づけていくような受けとめでよろしいでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

そうした形もかわりがあるかと思っております。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第7・議案第89号（質疑）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第7・議案第89号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

5月議会、6月議会で、この土地取得特別会計についてはいろいろ発言させていただきました。それをもとに質問をさせていただきたいと思っております。

今回、土地の売却ということで、昭和47年に購入された土地でありますので、もちろんその

当時安く購入されており、それより高い値で売られているということは承知しておりますけれども、この売却価格の根拠について1点お伺いしたい。

それから、次に土地開発基金の普通財産等の整理についてですけれども、その一環としてこの売却が行われるのか、それから、土地を先行取得する時代というのはもう終わりにして、売れる土地は売って、土地開発基金自体を整理していくべき時代が来ているというふうに思っております。今後、この土地開発基金を愛西市としてどうしていくのか。いろいろ問題提起を5月、6月にしてまいりまして、方針等が出ているならばそれについてお伺いしたいと思います。

それから3点目といたしまして、土地開発基金と海部津島土地開発公社の関係についてお伺いしたいと思います。

市の土地取得につきまして、土地取得特別会計の方を使う場合と、海部津島土地開発公社の方を使う場合、どういった場合にどちらを使うというような決め事があるのか、伺いたいと思います。これにつきましては、公社の規約等を見ますと、損失が出た場合、構成団体に負担しなければならないとか、そういったものも記されておりました、きちっとこの公社の動きについても市として見ていかなければならないなというふうに思っています。

その3点についてちょっとお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、まず第1点目の売却価格の根拠について御答弁を申し上げます。

まず価格の算定根拠につきましては、この土地について東邦瓦斯から申請があった段階で、不動産鑑定書が添付をされておりました。最終的にはこの不動産鑑定書をもとに、市で設置しております財産評価審議会において決定をしたという経緯でございます。

それで、この鑑定書からの内容を申し上げますと、算定につきましては近傍雑種地の標準価格というものがございまして、平米1万8,000円という価格が示されております。大体そのような価格ではないかというふうに市としても判断しておりますけれども、そこから減価要因と申しますか、当然マイナス要因的なものが加味されます。と申しますのは、今回の土地につきましては、道路がないということがまず1点。それから水道もございません。それから、当然細長いという不整形な土地であると。この土地につきましては旧155号線の残地を、今議員がおっしゃったように、佐織町が取得したという経緯もございまして、そういったようなマイナス要因が評価として出されておりました。その減価率は50%と示されておりました。

それで、標準価格1万8,000円に50%減額するものですから、平米9,000円と。その9,000円を625.60平米、今回の対象地でございしますが、その金額が563万円という一つの基準価格が出てまいります。ただ、昨年からの東邦瓦斯の関係、ガソ管工事ということで借地、貸し付けの申請がありまして、ただ、その現場が旧佐織町時代からの資材置き場になっておりました、コンクリートがらとか、側溝とか、そういったものがございまして、その工事に当たって東邦瓦斯の方で残存物を撤去してくれました、すべてではありません、必要なものもありますので、当然建設課が立ち会いまして、必要なものは立田の方で確保しておりますけれども、その撤去費用が320万円かかっております。それを差し引いて243万円という価格の設定が出てきたわ

けでございまして、625.60平米を割り返しますと、平米単価につきましては3,880円といったような一つの希望価格というものが出ておりまして、議員おっしゃったように、佐織の時代には非常に安い127万前後の価格で取得をされておるといふ経緯もございまして、そういった経緯を踏まえまして、財産評価審査委員会では妥当だといふ一つの判断に基づいて今回売却をするといふ経緯でございまして。

それから2点目の、土地開発基金の財産は今後売却していく考えはあるか、またなくしていく考えはあるかといふこととございましてけれども、今回のケースと議員の御質問とは若干差異がございまして、今回私どものこの財産を売却したといふのは、私どもの方から売却をしたといふケースではございませぬので、その点だけお願いをしたいと思います。

いわゆるいろいろ普通財産の関係につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律という届けに基づきまして取得した土地もございまして。そして、代替用地として取得した土地もあるわけとございまして、これをすぐに売却するといふことについては、現時点、考えてはおりませぬ。それで、使用目的に使用できない状態とあれば、これは当然売却について検討していく必要が生じてくるのではないかなあといふふうには考えておりますけれども、即時、現時点で何もかも売却するといふ考えは持っておりませぬ。

それで、もう1点の土地開発基金をなくすことについてとございまして、現時点では全くななくすといふ考えについては持っておりませぬ。それはなぜかと申しますと、次の土地開発公社の関連で説明をさせていただきますので、現時点では基金をなくすといふことは考えておりませぬ。

それから、土地開発基金と海部津島の土地開発公社の取得の違いはといふ御質問とございましてけれども、現在、海部津島土地開発公社を利用して土地を取得いたしました事業につきましては、藤浪駅前広場の用地取得、それから親水公園の用地取得などがございまして。これは既に完了しておりますけれども。それで、土地開発基金では、金額の面で対応の難しい大きな事業があれば、当然開発公社等を今後利用していきたいといふ考えを持っておりますし、現時点もそういった考え方で利用をしてきたのも現実の話とございまして。今後も用地買収がかかる大きな事業については、土地開発公社を利用していきたいなあといふ考えは持っております。

そして、開発公社での一つは、取得が時間的な制約で難しいといふ部分も一方ではあるわけですね。申請をして予算化をしていただいて、それから借入れをしていくといふ手続を踏んでいただくような形になりますので、そういった部分もありますし、現時点でそういったことを考えますと、土地開発基金を全くななくすといふ考え方は持っておりませぬ。それで、現在の土地を含んだ土地開発基金が愛西市にとって必要な額かといふと、市の規模とか、それから開発公社の活用といふことも一方では考えますと、多過ぎるのではないかといふ意見も一方では考えられますけれども、今後適正な規模の検討、それから行政財産として使用している土地の処理方法等も考え合わせた上で、その土地開発基金の条例改正などを適正に今後処理していく必要があるのではないかなあといふふうには現時点では考えております。

○5番（吉川三津子君）

東邦瓦斯への売却の件ですけれども、今の用途と全く使用の状況は変わらないのか。どういふふうにご利用されるのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

**○企画部長（石原 光君）**

現在終わっておると思いますが、一応工事完了後については更地になると思います。それで、その後は、点検するための施設が残るような状態で、ほとんど更地状態になるというふうに思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

こういったガスの関係の施設で、やや爆発の危険があるものが来たりとか、いろんな問題が各地で起きておりますので、売却の際にはやはりその後の利用についてもこれからは連携をとっていただきたいなということを1点、お願いをしておきたいと思います。

あと土地利用の方の開発基金を残すかどうかという問題につきましては、多分土地もあるので、全くなくすということとはできないと思いますが、ほかの市町村の状況を見ておりますと、やはり現金の部分については有効利用したいということで、土地だけもう残してしまって、先行取得には使用しないというような形も随分進んでいると思います。これからはぜひその辺のところも議論をしていきたいということで、私の質問といたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

重複する点もありますが、一応聞いていきます。

一つは土地単価の問題ですが、先ほど説明があったとおりですので、それはあれですけれども、今回賃貸から売却になった理由ですね、土地利用法についても先ほど答弁でもありましたけれども、もう一度確認をしたいと思います。

また、今後東邦瓦斯がずうっと都市ガスを引いていくということですのでけれども、愛西市内でも都市ガスの布設の計画等について、東邦瓦斯の方から何らかの話はあるんでしょうか。

**○企画部長（石原 光君）**

まず1点目の売却の価格の関係については、先ほど吉川議員にお答えをしたとおりです。

それと2点目の、賃貸の理由ですが、当初、一応この話があったときには、実は既に売却という一つの考えでお話があったのも事実です、東邦瓦斯さんの方から。ただし、私ども確認しましたところ、現状が雑種地であるけれども荒れ地というような状況になっておりまして、すぐには私の方としての価格設定的なものも即時対応ができなかったという部分もございまして、とりあえず市の方針が出るまでは貸し付けで対応してきたのが現状でございまして。その後、内部的に、先ほど申し上げました財産評価審議会の中でいろいろ検討させていただいて、当時佐織町が取得した経緯も含めまして、最終的には市としてもそういった土地に、要望に対して活用していただくのも一つではないかと。たまたま東邦瓦斯そのものの事業が半公共的な事業というとらえ方もできますので、そういった経緯を踏まえるのは妥当だという考え方で、今回こういった処理をさせていただきました。

それから、土地の利用方法につきましては、先ほど吉川議員に御答弁申し上げましたように、いわゆる売却土地につきましては、ガス導管を埋設するものでございまして、工事完了後は点検するための施設のみということ聞いております。したがって、ほとんど更地の状態になるというふうに聞いております。

それから3点目の、都市ガスの布設計画の関係で御質問をいただきましたけれども、この件につきましては、申しわけございませんが市としては把握をしておりません。以上でございます。

○10番（真野和久君）

今の土地利用の件で、ほぼ更地になるけれども、点検施設のみという話でしたが、具体的にどんなものになるのでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

詳細な分までは把握はしておりませんが、当然その敷地にはガス管が入っておりますので、それを点検するような資材的なものを入れる物置程度だというふうには私は理解しておりますけれども。

○10番（真野和久君）

点検施設といっても資材置き場ということで、別に点検をするための、例えば穴があいていて、そこからガス管の方へ行けるとか、そういう施設ということではないんですね。

○企画部長（石原 光君）

詳細まではわかりませんが、そういった形じゃないというふうには理解しております。

○10番（真野和久君）

やはり幹線ガス管ですので、当然安全対策というのはとられると思いますけれども、かなり危険なものでありますし、そうした施設等については具体的にしっかりと把握していただきたいと思いますので、その点はよろしく願いいたします。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第90号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第90号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

今回、介護保険の特別会計で高額介護サービス費が相当伸びておるわけですが、給付状況と、

どんな理由によるものなのかをお聞かせください。

また、この高額介護サービスの支払い、申請してそれを還付というのか、支給を申請してという形になるかと思いますが、国保の高額医療などと同じような扱いでやられているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それではお答えさせていただきます。

介護保険の高額介護サービス費の伸びの御答弁を申し上げます。

平成16年度と平成17年度の高額介護サービス費の実績の状況を比べますと、59.68%の増加となっております。この増加の要因といたしましては、昨年10月の制度改正に伴い、高額介護サービス費の利用者負担の上限額につきまして、市民税非課税世帯の方は一律2万4,600円となっていました。市民税非課税世帯のうち合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が80万円以下の方は、利用者負担上限額が2万4,600円から1万5,000円に引き下げられましたので、約1万円の軽減が図られておりますので、この超えた分の給付が増加したことによるものでございます。

それから、申請とか支払いの関係でございしますが、これにつきましては、1回申請していただくということでございます。

**○高齢福祉課長（石黒貞明君）**

昨年の制度改正に伴いまして、従前ですと領収書を添付していただいて窓口申請をしていただいております。制度改正に伴いまして、1回申請していただければ、次からは自動的に各指定の口座の方へ該当する方につきましては振り込みということになりましたので、よろしくお願いをいたします。

**○26番（宮本和子君）**

そういうことで、高額介護サービス費の80万円以下の方が相当1万円の限度額が減ったということで、このように伸びているということなんですけれども、ほかの非課税の方とか、ほかの区分については変動はありませんでしょうか。

**○高齢福祉課長（石黒貞明君）**

昨年の4月から9月の実績でございますけれども、旧制度、改正前の関係でございますけれども、高齢福祉年金受給者の方で81、市民税非課税世帯の方でございますけれども1,743、市民税課税世帯でございますが456ということで、合計2,280件。それに伴いまして、17年の10月以降でございます、先ほどの関係で四つの負担段階に分けさせていただいておりますけれども、高齢福祉年金受給者の方につきましては39件、利用者負担段階第2段階、新しくふえた段階でございますけれども517件、利用者負担段階第3段階でございますが212、第4段階、課税世帯でございますけれども155ということで、合計923ということで、新しく設けられた部分につきましては517ということで、大分負担がふえておるということでございます。よろしくお願いをいたします。

**○26番（宮本和子君）**



今支払い方法については、高額医療と同じように、最初に申請すれば、あとは自動的に振り込みをされるという点では、高齢者が多いだけに、そういう支払い方法は大変助かるわけですが、これを受領委任払いという形に窓口で一括で処理するということが不可能な話なんではないでしょうか。

**○高齢福祉課長（石黒貞明君）**

この制度も昨年の10月から取り入れたばかりですので、苦情等受けておりませんので、現状は今の状況のシステムでいかせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第9・議案第91号（質疑）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第9・議案第91号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

**○21番（永井千年君）**

早尾地区に関することだという説明でありましたが、それぞれ処理施設の工事設計監理委託料、これは躯体機械工事、管路の実施出来高設計の計画変更という具体的な内容を説明いただけないでしょうか。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

委託料の関係の2点についての中身はどうかという御質問だと理解させていただきます。

それで、まず処理施設の設計監理委託料ということで、これについて早尾地区でございますが、実はこの7月に設計の基準、今まで積算方法については農地、農林水産部の積算内容という方式でやっておったわけですが、この関係が公共工事の品質管理の確保の促進に関する法律ということで、通常品確法とっておりますが、この品確法できちっとやりなさいという基準等も出てまいりまして、新しい指導に基づきまして、今後は下水道部局の基準、これは愛知県の建設部の営繕積算という資料でございますが、これに基づいて再度見直さなければということになりまして、再度この積算方法を見直した結果、今までの農林水産部の積算では甘い点が多々あったということで250万円追加が出てくると。要するにこれは、設計施工監理の関係で、特にその部分が変わってまいったという点でございます。

それから下段の方で、管路実施出来高設計委託の400万追加の中身でございますが、これにつきましては、たまたま補助金の内示を早尾地区は受けておったわけでございますが、立田地区として、それが今回それぞれ入札等で請負残が出てまいりまして、それを精査いたしました

ところ、今まで当初では計画になかったやつが処理場まで管路が引っ張れるということで、それで今度この集排とか、いわゆる愛西市としての持ち出し分の財源が不足するということで、その部分を、補助金を返すよりもこの際さらに仕事をさせていただきたいということで改めてお願いをするものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

この入札残が出てきたということでありますが、今の集落排水事業の予算の関係というのは、要するに、平たく言うと余るような状況があるのでしょうか。他の地区もいろいろあるかと思いますが、どういう現状にあるのか、改めてこの18年度について、現時点での状況をちょっと説明していただけますでしょうか。

つまり、今後も残っている地区の年度別計画を変更して、前倒ししていくと。前倒ししてもちゃんとその予算が採択されていくというような状況にあるのかどうか教えてください。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

私どもとしては、当初の予算要求では、通常的设计といえますか、当たり前の作業でございますが、それで当初予算要求をし、またそれを県等に申請して、補助金等の申請に至るわけでございますが、この中で業者の方も企業努力ということで、こちらが例えば100といたしましたものを95なり90というようなことで入札を執行していただければ、その中で5ないし10という費用の残が出てまいるわけでございますが、決して特別に過大な、私ども設計を見て要求をしておるつもりではございません。当たり前の形状でやらせていただいております。

それから2点目で、今後内示について、当然私どもとしては国県の補助をすべて県に申請していくわけでございますが、例えば県の方が手厚く今後前倒しするつもりで内示を見ていただければ、たとえ少しでも早く施行できるように努力をしていきたいというふうに考えております。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に御質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、お昼の休憩をとらせていただきます。再開は1時30分から。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、午前の休憩を解きまして再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・認定第1号（質疑）

#### ○議長（佐藤 勇君）

日程第10・認定第1号：平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

まず最初に歳出についてでございますが、通告に従い発言を許可いたします。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○5番（吉川三津子君）

では、歳出の方からいきます。総務費の企画費についてお伺いいたします。48ページ、あいち電子自治体推進協議会の負担金についてお伺いいたしたいと思います。

こちらにつきましては、広報等でカードリーダーなどを利用している様々なサービスが受けられるという説明がございましたが、住民にとってなかなかメリットが見えにくいような状況にあると思います。カードリーダーがなくても得られるメリットとは一体何なのか、その辺について少し御説明いただきたいというふうに思います。

それから民生費、社会福祉費、くらしを育てる資金融資預託金、76ページについてお伺いいたします。

3月議会では、多重債務の問題を一般質問でさせていただいて、広報等でお知らせいただきまして大変感謝しております。朝日新聞でも、金融業者が生命保険を掛けて、そのうち1割の人が自殺したというような報道も、きょうの朝のテレビでもやっていた状況にあります。このくらしを育てる資金融資の広報がどのように行われているのか。今現在、利用者がないような状況にもあると思いますけれども、それが今どのように広報されているのか。また、今後どのように改善されていくのかということも含めて御答弁いただきたいと思います。

それから農業費、農業施設管理費、農村環境改善センターの管理事業ということで、事業内容の説明の方に載っておりましたが、112ページから114ページ、687万2,300円支出ということで、これは農業改善センターのことでよろしいでしょうか。

この件についてちょっとお聞きしたいんですけれども、愛西市の方はなかなか利用されていない状況ですけれども、長島町とか、それから上流の方たちがあそこでいろんな環境のイベントをされているような状況にあります。重要文化財にもなっておりまして、今後あそこが十分利用されていかれて、環境教育の拠点にでもなっていくような施策ということも必要になってくると思いますけれども、今農業改善センターがどれくらいの利用者があるって、どんな利用のされ方をしているのか、それについてお伺いしたいと思います。

それから次に教育費、教育委員会費、心の教室相談員報償金についてお伺いいたします。

この心の教室の実施の仕方と実績、効果についてお伺いしたいと思います。

それから同じく特別非常勤講師賃金の件ですけれども、立田北部小学校では県の認定を受けまして、TTなど実験校としてやってきた経緯がありますけれども、その実績を生かしている改善がされてきていると思いますが、この非常勤講師の派遣状況についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、教育費の小・中学校あわせてですけれども、校医、それから薬剤師の報酬についてお伺いしたいと思います。

健康診断の結果等で、ぜんそく、アレルギーの増加等もありますけれども、それに加えていろんな生活習慣病という問題も子供たちに出てきております。今、この学校健診がどのように行われているのか。専門医等がきちっと配属されているのか。ほかの市町村ではそれなりの専門医が配属されておりますけれども、愛西市においてはどのような状況にあるのか、御説明いただきたいと思っております。

それから最後に、教育振興費、準要保護生徒就学援助費についてですけれども、大変厳しい経済状況の中、この援助金を受ける方々がどれくらいふえているのか、その点についてお伺いしたいと思います。以上です。

#### ○企画部長（石原 光君）

それではまず最初に、電子自治体推進協議会の負担の関係について2点御質問いただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、住民にとってのメリットは何かという前段の御質問でございますが、議員御案内のとおり、電子申請届け出システムを利用していただければ、自宅や職場でインターネットを利用されて24時間 365日、申請、届け出の手続を行うことができるというものでございます。しかし、今のところシステムが申請及び届け出の提出までで、交付物は窓口交付ということになっているのが現状でございます。実際利用者件数が伸び悩んでいるというのも現実な話でございます。今後、自治体協議会等のこれからの一つの考えもありますけれども、システムの開発が進みこれらの問題が解消されれば、普及がより進み、市民の皆さん方の利便性も向上するのではないかなあというふうに現時点では考えております。

また、カードリーダーの件ですけれども、それなしで得られるメリットは何かという御質問でございますが、電子申請の手続には、電子署名が必要な手続と必要でない手続がございます。一般的に申請に本人確認が必要な手続につきましては電子署名が必要で、いわゆる議員おっしゃったカードリーダーが必要となってまいります。現在、愛西市での電子申請、届け出可能な手続につきましては36項目の手続がございます。そのうち電子署名を必要としない手続、いわゆるカードリーダーが必要ない手続につきましては12の手続、これは以前にもお話をした経緯がございますけれども、そういった項目が振り分けられております。今後、電子署名の必要がなく、市民の皆さんの利用頻度の高い手続も加わってくるというふうに思っておりますけれども、このカードリーダーなしで行う申請も、そういったことも踏まえて増加してくるのではないかなあ。ただ、議員おっしゃるようにメリットが見えにくいという部分もございますので、担当課の方でも広報等で周知もしておりますし、当然協議会の方にも幹事会等がございますので、そういった普及・啓発に努めてほしいということは伝えていくつもりでおりますし、協議会の方としても現在の事業を拡大するのではなく、今後は普及・啓発といった方向へ力を注いでいくというような話も聞いておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御答弁させていただきます。

くらしを育てる資金融資預託金ですけど、広報には議員おっしゃられましたとおり、本年の5月号の20ページに掲載させていただきまして、広く周知をいたしたところでございます。この関係につきましては、やはり相手、金融機関がでございます。そういった借り入れの御相談、お話がありましたときには、よく金融機関とも連携をとりまして進めていきたいと考えております。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは環境改善センターの利用状況、どんなものを利用されているかの御質問にお答えをしたいと思います。

平成17年度の利用者数につきましては、延べ人数で3,672人となっております。平成17年度のときにどういった利用目的で使用されたかにつきましては、多目的ホール等では主に体力づくり、バドミントン、バレーボール、剣道等の練習にお使いをいただいております。また、一番述べ人数をふやしておりますが、17年度、品評会を立田地区で開催をいたしましたので、こういった会場としても利用させていただいております。それから小会議室、和室では、会合、会議、そういったものや、囲碁とか将棋等にお使いいただいております。以上です。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは最初に、心の教室相談員の報償金でございますが、平成17年度におきましては心の相談員ということで、3中学校へそれぞれ1名ずつの派遣を行いました。永和中学校へは2名の相談員の派遣を行い、そして佐織中学校、八開中学校へはそれぞれ1名の方を派遣させていただきました。それで、中学校6校ございますが、他の佐屋中学校、また佐織西中学校、立田中学校におきましては、平成17年度、こうしたものの調査・研究校というようなことで県からスクールカウンセラーの派遣がございましたので、こちらの方には上がっておりません。専門の臨床心理士のカウンセラーにおいでをいただいたということでございます。それで、それぞれ17年度の実績でございますが、永和中学校におきましては延べで195時間の相談員にお出かけいただき、また佐織中学校におきましては363時間のお出かけをいただいております。八開中学校におきましても132時間というお時間で、それぞれお出かけをいただいております。

そうした中で効果ということでございますが、当然それぞれ相談内容があったかと思っております。それで、一番やはり相談内容が多かったのが、不登校者に対する相談だったというふうに承っております。当然気軽に、教員を初め生徒、保護者の皆様方に利用していただきやすい相談内容でなければいけないというふうに思っております。そうした不登校者につきましても、継続的にこうしたカウンセリングを受けていただくことによって自力登校といえますか、学校への登校を目指していただけたらというふうに思っております。

続きまして、特別非常勤講師の派遣の関係でございますが、特別非常勤講師につきましては御承知のとおり各学校へ1名ずつ、小学校、中学校、それぞれ派遣をさせていただいております。内容といたしましては、チーム・ティーチングによる少人数指導のため、それぞれ今申し上げました各小学校・中学校へ1名ずつ派遣をさせていただいております。ただし、福原分校においては除きます。派遣時間、また指導教科については、それぞれ各学校のカリキュラムに

基づきまして、学校においてお決めにいただいております。ちなみに主な教科は、小学校では国語ですとか算数、中学校では学校の事情等についてはらつきがございますが、数学、理科、英語などがございます。

それで、派遣時間については、予算といたしまして1校 100万という予算を予定いたしております、2,960円という時間当たりの賃金をお願いしております関係、平均をいたしますと337時間がこうしたものに使われるということで、それぞれ学校で少しの差はありますが、ちなみに一番少なかった学校で331時間でございます。この337時間を超した学校も少しございますが、予算の範囲の中で取り組んでおります。

次に、校医・薬剤師の報酬の関係でございますが、これに専門医の先生方がおられるかというお尋ねかと思いますが、まず平成17年度におきましては、私ども教育委員会の方へ、学校医としてお願いする段階で、愛西市の愛西市班医師会というのがあるようでございまして、こちらの方で17年度合併当時には調整をとっていただきまして、中心的には愛西市内の医師で構成をされております。2名ほど愛西市以外の方もあるようでございますが、そうした形の中で平成17年度、内科医におきましては18名の方に委嘱をさせていただきました。そして、歯科医におきましては19名の方、そして眼科医におきましてはお1人の方でございます。薬剤師におきましては、12名の方にそれぞれ教育委員会から学校医としてお願いをいたしております。それぞれの担当医については、今申し上げたような愛西市班の医師会から御推薦をいただきまして、委嘱をさせていただいたということでございます。

それでは次に、準要保護生徒就学援助費のお尋ねでございますが、準要保護児童・生徒就学援助費につきましては、ただいまの基準は生活保護基準の1.2倍を基準額として実施をいたしております。当然、援助の内容につきましては、学用品ですとかキャンプ、修学旅行、給食費等に係ります費用に対して援助をいたしております。就学援助者の数でございますが、全体合わせまして、平成15年度、合併前になります、4ヵ町村合計をいたしまして407名でございます。16年度につきましては454名、そして17年度におきましては510名というような推移で来ております。年々、それぞれ50名以上、人員としてはふえておるような状況でございます。以上でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

少しだけ再度質問させていただきます。

あいち電子自治体の関係なんですけれども、私もコンピューターの関係の仕事をしておりまして、かえってコンピューターを使うと事務が煩雑になるというようなこともあるわけなんですけれども、やはり休日窓口を設けた方が、市民にとっては効率的な部分もいろいろあると思うんですけれども、そういったこれと比較した評価をされたことがあるのかお聞きしたいと思います。

あと、農業改善センターの件なんですけれども、この施設については、市民がこういう施設があるということをなかなか周知がされていなくて、利用されていない状況があるんじゃないかと思うんですが、この施設の周知についてはどのようにされているのか、ちょっと教えていただ

きたいと思えます。

それからあと、学校医の件ですが、眼科医が1名ということですが、この眼科医の方がすべての学校を見るということはちょっと不可能ではないかと思うんですが、現実としてこの眼科医の先生はどのように働いていただいているのか、それをお聞かせいただきたいというふうに思えます。

それから、準要保護の関係ですが、こういった制度があるということの周知は学校内でどのように行われているのか、その点についてお聞きしたいと思えます。以上です。

#### ○企画部長（石原 光君）

再質問で休日窓口を設けてはという御質問でございますが、結論から言いますと、そういった比較はしておりません。ただ、事前に担当課にそれぞれ必要な申請書類について、例えば金曜日に申し込んでいただいて、土・日しか取りに行けないということであれば、その申請者の方と調整をとって、土曜日、日曜日は日直がおりますので、そういった対応はできると思えますけれども、ただ現時点では住民票のみでございますので、その辺の御理解がいただきたいと思えます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

環境改善センターの特別なPRという形ではありませんけれども、市内にこういった施設がありますというような、パンフレットの中には環境改善センターの位置を落として、施設がある旨は記載をさせていただいております。以上です。

#### ○教育部長（八木富夫君）

まず眼科医の関係でございますが、17年度におきましては確かに1名ということで申し上げまして、この18年度、新たに愛西市の勝幡町の方でお1人、あき眼科クリニックという方が開業されまして、この先生に18年度からはお願いができて、今現在、真野眼科医院と、今申し上げたあき眼科クリニックのお二方で、それぞれの小・中学校を振り割ってお願いをしておるような状況でございます。

そして次に、就学援助費の学校内での周知の方法ということでございますが、毎年就学援助費のこうしたお知らせ、それぞれお知らせとそして広報等でも掲載をさせていただいて周知はさせていただいておりますが、この就学援助費のお知らせ等を学校の方にも配付をさせていただいておりますので、学校の中でも浸透はしておるかというふうに思っております。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

#### ○26番（宮本和子君）

一般会計の方で14項目ほどありますので、順番に質問していきますのでお願いします。

まず1点目、成果報告書のページで28ページ、行政事務委託費についてですが、今愛西市になってからこの問題の見直しが行われましたけれども、佐屋地区ではスペリア佐屋、永和台、北一色などにもありますが、大変大きな団地で、自治会組織のある団地や地域、また佐織地区などでも他の団地などの委託費の配分はどのようになっているのか、まずお尋ねいたします。

2点目の問題ですが、87ページの親水公園工事委託費ですが、平成17年度、西側の工事が進んでまいりまして、完成を見ました。東側の工事についてどうなるのか、また18年度の計画はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

そして福祉関係ですが、3点目として41ページの障害者ケアマネジメント相談委託料についてですが、どこに委託し、相談件数、支援計画の件数、またサービスの調整など、具体的な内容についてお聞かせ願います。

4点目ですが、43ページ、すべて成果表のページですが、障害者タクシー扶助費の対象拡大や枚数拡大、また近隣市町村のタクシーチケットの枚数の実態はどのようなになっているでしょうか。

それから5点目ですが、45ページの障害者自立支援制度になりまして、身体障害者・知的障害者居宅介護、ショートステイ、デイサービスの利用状況の変化はどのようなになっておりますか。また、障害者・障害児数の5年間の推移はどのようなになっているのか。

6点目ですが、47ページ、くらしを育てる資金の融資の問題ですが、17年度は利用がないということですが、借りる条件が大変難しい、預託している銀行が制限されているので借りにくいなどという声が寄せられておりますが、改善はされているのでしょうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

7点目ですが、48ページで生活保護受給者への扶助ということですが、今まで県が行っていた事業が、合併したことによって愛西市福祉事務所が実施機関となりました。合併前と比較して幾らの負担増になったのか、受給者数はどのように変化したのかお聞かせ願いたい。

8点目、50ページですが、敬老会事業で、昨年までの敬老会とことしの敬老会ではどのくらいの費用の削減となったのか。佐織地区はきのうありましたので、参加人数もきちっと出ると思いますが、佐屋地区、佐織地区で参加者の年齢も拡大しましたが、参加人数はどのようなになったのか。

それから9点目ですが、51ページの外出支援サービス運行事業ということで、平成17年度は57人が利用していますが、利用したくても規制があって、いざというときに利用ができない状況があるので、もっと利用しやすいようにしてほしいという声もありますが、実態はどのようなになっているのか。

10点目は、52ページのシルバー人材センターの八開地区の会員がないわけで、今まで人材センターがないということでしたが、やはり全地域に広めて行う必要があると思いますが、今後の計画はどのように考えているのか。また、来年、再来年には団塊世代の退職者の増加が予想されるわけですが、その対策を考えておられるのでしょうか。

11点目ですが、53ページの家族介護用品扶助は、要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅介護している家族に対して介護用品購入費の一部を補助していますが、これは県の介護者に対して、寝たきり等の補助制度が廃止に伴い、旧佐屋町が介護している人に対して介護手当てのかわりにできた制度でもあります。この制度が所得によって受けられないというのはおかしいのではないかと思います、見解をお聞かせ願いたい。



それから12点目、66ページですが基本健康診査、平成17年度は 7,217人が受けていますが、平成18年度は基本健診を受けると 1,000円の有料となりました。9月末までの基本健康診査の受診者数はどのくらいになるのか、お尋ねいたします。

次に、69ページの妊婦健康診査について、出産時の異常分娩、早産、流産などの異常出産の実態調査は行われているのか、その実態はどうなのか。少子化対策の一環として、妊婦健康診査の無料回数をぜひふやしていただきたいが、見解はどうか。

次に、6歳臼歯保護育成事業は、対象児童の何%を実施しているのか。8020運動の事業として佐屋地区で行われていたが、全地域の児童に普及されているのかどうか、お尋ねいたします。

今度、学校関係ですが、ページ 111の公民館事業ですが、平成17年度、18年度での新しい講座はどのような講座か。また、男性の参加ができる講座をぜひ考えていただきたいが、それはどうか。公民館講座の計画は、各公民館で計画されているのか。また、演劇鑑賞会など自主事業、いろいろ各公民館で行われておりますが、なかなか市民にはどういった自主事業があるのかというのは知らされる機会が大変少のうございますので、そういった点では、ぜひそういった自主事業のPRもしてほしいという声がありますが、その点の見解をお聞かせ願いたい。

それから 124ページ、佐屋プールは25年、緑苑プールが23年となり、ここ5年間の利用状況はどうか。近隣市での温水プールの建設状況はどうなっているか、お聞かせ願いたい。そして、温水プールの計画についてどのように考えておられるか、見解をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、行政事務委託料の御質問についてお答えを申し上げます。

御指摘の佐屋地区の件でございますが、佐屋地区は御存じのように、19の地区にそれぞれ総代がお見えになります。この御質問の団地につきましては、それぞれの町内の中に含まれてお支払いがされております。佐織地区の御質問でございますが、佐織地区には主任駐在員が4名見えますけど、そこを別にして62の町内会がございます。そこにそれぞれ駐在員がお見えでございますが、それはそれぞれのところにお支払いしておりますので、御質問のような団地もその中に入っておると。すべて団地が一つの駐在員ということではございませんので、よろしくお願いたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

私の方からは、親水公園についてお尋ねでございますが、親水公園につきましては今年度、東ゾーンの詳細設計を行っているところでございます。したがって、その完成をもってどういう形になっていくかということを決めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは御答弁させていただきます。

まず1点目の、ケアマネジメントの相談委託料についてでございます。現在は愛西市の社会

福祉協議会に委託し実施をしており、障害者等に対して相談、また情報提供をして、サービス事業所、その他関係機関との連絡調整をして、サービス利用への支援だけでなく、日常生活全般について支援を行っているのが現状でございます。17年度の相談件数は169件、それからケアマネジメントとして支援した件数は80件でございます。

続きまして、障害者タクシー扶助費についてでございます。これにつきましては、合併時に対象者は佐屋町、サービス内容はタクシー初乗り運賃、基本料金とお迎え料金とし、年間24枚の利用券の交付としたと。契約業者は、旧町村が契約していた13社と結んで実施しております。現在、郡内の対象者を見てみますと、精神障害者手帳所有者を対象としない町村も多く、被爆者健康手帳所持者については愛西市のみとなっております、愛西市が一番広く対象としていると言えると考えていますので、すぐの検討は控えたいと思っております。

チケットの関係でございますが、参考までに、津島市は24枚、当市は24枚、弥富市は旧の郡部の関係で36枚ということでございます。

続きまして、障害者自立支援法になってどうだと、5年間ということでございます。自立支援法になっても、既にサービスを利用している人は引き続きサービスを利用しており、特に変化は見られません。障害児・障害者とも年々少しずつふえており、この5年間で平均1割程度ふえていると思われま。

続きまして、くらしを育てる資金融資の借りる条件でございますが、愛西市くらしを育てる資金あっせん、運用資金の預託及びあっせん制度については、旧佐屋町の規則をベースに定めております。条件は、旧の4町村とほぼ同じ内容でございます。それから、実際に返済するのは金融機関に対してですので、金融機関の信用調査というのがございまして、その要件のクリアが必要なようで、その点も難しくしている要件かと考えております。それで、借り入れ件数はゼロということでございます。

続きまして、生活保護受給者への扶助ということございまして、合併前と比較して幾らの負担増になったかということでございますが、細かい数字でお答えさせていただきます、合併による負担増ということで5,384万3,502円でございます。それから、受給者数の伸びはどうだということでございますが、合併しました昨年の4月1日は109世帯で162人、本年4月1日は114世帯で168人、直近のこの9月1日でございますが121世帯で176人ということで、やはりふえておるといような現状でございます。

それから敬老会の関係でございますが、17年の敬老事業の決算額につきましては919万8,699円でございますが、本年はまだ精算が終わっておりませんので概算で考えますと、尾張温泉の入場料と貸し切りバス代で約400万円の削減ではないかと考えております。まず、参加人数はどうなったかでございますが、昨年は尾張温泉で895人ございました。本年は、9月6日に開催しました敬老式には約650人の参加がございました。きのうの敬老式では、約470人の参加でございます。

続きまして外出支援サービスの関係でございますが、これにつきましては常時車いすを必要とする方、また寝たきりの方で公共交通機関の利用が困難な方に対して福祉車両での外出を支

援する事業であり、社会福祉施設とか、かかる医療機関などの間を送迎するもので、タクシーがわりに出動することはできません。現在は佐屋・立田地区で、また佐織・八開地区1台で、計2台で運行しておるといってございませぬ。利用の運行計画でございませぬが、予約時間によってはできる限り利用できるよう調整を図らせていただいております。

それからシルバーの関係でございませぬ。現在、八開地区の会員につきましては、佐織の方に2名の方が登録してみえます。そのうち、1名の方が理事に就任ということにございませぬ。今後におきましては、愛西市シルバー人材センターが発行されました「シルバー愛西」、また広報「あいさい」を利用、PRしていきたいと考えております。

それから介護用品の関係でございませぬ。平成6年の3月に、県の在宅寝たきり老人福祉手当てが廃止されたときに、単独の制度を廃止した町村、そのまま継続の町村、家庭介護用品支給事業として制度を設けた町村とそれぞれございませぬ。この関係でございませぬが、在宅寝たきり老人福祉手当てを町単独で平成17年3月まで継続しておった八開とか佐織につきましても、条例の中で家族介護用品支給と同様の規則制限を設けていたもので、合併後、家族介護用品支給事業に再編したわけですが、支給額も6,250円の最上級で統一をしており、所得条件につきましても、旧町村同様200万円以下が条件とさせていただいており、厳しい制限はしてございませぬので、サービスの低下とは考えてございませぬ。以上でございませぬ。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

まず最初に、基本健診の関係でございませぬ。66ページでございませぬが、平成18年の9月末日の受診者数はということにございませぬが、まだ健診中ではございませぬ。最終の受診者数は把握できておらんのが現状でございませぬ。したがって、18年8月末の受診者数でお答えをさせていただきますが、4,698人となっております。昨年の同時期の受診者数が4,374人ということで、7.4%増加しておるような状況でございませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続きまして69ページでございませぬが、妊婦健康診査につきましても、2回の妊婦健康診査の結果表から把握してございませぬが、平成17年度の状況でございませぬが、妊婦前期では、貧血症78人、B型肝炎1人、切迫流産1人、尿糖陽性者4人、梅毒症1人、甲状腺1人、妊娠後期では、貧血183人、骨盤位、逆子でございませぬが19人、切迫早産10人、尿糖陽性が5人、子宮内胎児発育遅延3人、発育不全2人、羊水過多1人でございませぬ。出生時の異常分娩については、個々の把握はいたしてございませぬが、愛西市全体の統計はとっておりませぬが、平成17年の低体重児、2,500グラム未満の方でございませぬが、出生率は44人となっておりまして9.5%となっております。愛知県下では9.8%となっておりますので、これと比較するとやや低い状況ではないかと思ひてございませぬ。それから、この回数増という考え方はということにございませぬが、現段階では回数増は考えてございませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして6歳臼歯の関係でございませぬが、これにつきましてもは対象児童数の実施率ということにございませぬ。平成17年度、年長児の対象者としては752人中109人で、実施率は14.5%。平成17年度、小学校1年生、対象者としては724人中256人で、実施率は35.4%。平成17年度、小学校2年生の対象者としては720人中285人で、実施率は39.6%。17年度、小学校3年生の

対象者としては 753人中 374人で、実施率は49.7%。ちなみに、年長児の実施率が低い理由といたしましては、対象者が、まだ臼歯が生えていない児童が多いため、実施率が低いものと思われる。

次に、8020運動の事業の周知の方法ということでございます。平成17年は5月号に広報いたしております。それから、6歳臼歯保護育成事業啓発用新聞を全対象者へ配付いたしております。これは平成18年2月、配付をいたしました。それから、小学校における就学時健診におきましても、事業内容の説明と6歳臼歯保護育成事業受診票を全員に配付いたしております。就学後といたしましては、小学校1年生で保護者学級において、歯科医師より6歳臼歯保護育成事業の啓発を行っていただいております。以上でございます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは公民館の関係、お答えをさせていただきます。

まず、新しい講座の開設ということ、そして男性の参加のできる講座はというふうなお尋ねの件でございますが、まず平成17年度の講座の計画におきましては、前年度の各町村で行っていただきました内容を踏まえて計画をいたしております。そうした中で、受講される皆様方からは御意見、御要望等はお聞きしながら、マンネリ化のないように計画をしたつもりでございます。現在、行っております講座の対象者といいますのは、一般を対象といたしております。それぞれ男性の方も御参加をいただける内容かと思っております。そして、男性の参加できる講座ということで、この平成18年度におきまして男性の料理教室を実施いたしました。去る7月22日と29日の2回にわたりまして佐屋の公民館で実施をさせていただきました。ちなみに、参加募集をいたしましたのは定員15名で、15名の参加がございました。

次に、講座の計画をどのようにしておるかということでございますが、公民館の講座におきましては、それぞれ各公民館で計画をいたします。そして、社会教育講座という講座もございますので、そちらの方につきましては社会教育課の方ともあわせて計画をいたしております。どちらにいたしましてもこうした計画、それぞれ新しいものを取り入れていくといいわけでございますが、社会教育委員等々の御意見も承り、決めていきたいというふうにご考えております。

次に、自主事業のPRについてでございますが、佐織公民館、佐屋公民館で毎年行っておるわけでございますが、この関係につきましては、それぞれ広報紙で皆様方にPRをすとか、チラシ・ポスター等をつくって御案内をしておるつもりでございます。それと、「生涯学習の御案内」という冊子を、市になりましてから前期・後期と2回にわたって作成いたしまして、それを配付させていただいております。そうしたものも各施設、公民館等でごらんをいただいで周知させていただいております。今後ともまだこのほかに周知の方法があれば考えたいと思っております。

プールの関係でございますが、まず佐屋プールの状況から申し上げたいと思います。佐屋プールにおきましては、5年間ということでございますので、平成14年度から申し上げさせていただきます。大人、中学生、乳幼児含めての合計人数で申し上げます。平成14年度におきましては 6,432名、15年度におきましては 6,254名、16年度におきましては 6,416名、17年度に

おきましては 7,677名、18年度におきましては 7,867名でございました。次に、佐織にございます緑苑プールの方でございますが、平成14年度、2,747名、15年度、3,703名、16年度、3,097名、17年度、3,425名、18年度、2,549名といった利用者数でございます。緑苑プールの方が少し減少しておるようでございますが、その反面、佐屋のプールの方が少しふえておるよう感じております。

そして、近隣での温水プールの建設状況ということでございますが、最近この近隣で新しい温水プールができたということは承知しておりません。なお、当然以前からこの地方では、飛島ですとか、大治、津島、稲沢の方で温水プールがあることは承知しております。それと建設計画のお話があったかと思いますが、さきの3月議会でも御質問があつて、私どもの助役から建設計画の予定はないというふうにお答えをさせていただいたかと思っておりますので、そのようにひとつお願いを申し上げます。

#### ○26番（宮本和子君）

1点目から順番に再質問をさせていただきます。

今、佐織地区では、結構細かく62地区ということで、それぞれに細かく分かれて町内ごとに行行政務委託費が支払われているということですが、大字で言えば、一番佐屋地区が人口が多いのに19地区しかないということで、それは今までの経過の中で町内会、自治会組織が運営されているわけですから、それをどうのこうのすぐにはできませんが、実際に今佐屋地区でもスペリア佐屋や永和台、北一色地域も自治会組織があると思いますが、やはり今ある自治会組織というのは尊重されなければならないと思うんですね。愛西市が住民自治を認めて、尊重してこそ市民が主役の愛西市をつくり出すことができると考えております。自治会のある団地はきちんと組織運営ができるように、行政委託費が直接配分されるようにすべきであると思うんですよ。きちんとそういうものが配分されないところもあるというやに聞いておりますが、そういう点ではそういった自治会組織を尊重する上で、払われていないところはきちっと払うと、市が独自に直接そちらの方へ払えるように手だてをとることが必要かと思っておりますが、その点の見解をぜひお聞かせ願いたいと思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

御意見として承っていきたいと思います。

#### ○26番（宮本和子君）

御意見というのは、それぞれの自治体がそういった問題に、何とか直接配分してほしいというふうな要求があれば、そういうときにはどうされますか。

#### ○総務部長（中野正三君）

もともと一つのところでお割りになっていたところの中の一部という形、一部なのか何分の1かわかりませんが、そういう形のところであると思います。それは、例えば現在の総代の方がお見えでございますので、そこの調整のこともありますので、私自身が直接、そこの中の調整もあろうかと思っておりますので、御意見として承って総代の方にお伝えを申し上げたいということを申し上げたつもりでございます。

## ○26番（宮本和子君）

では2点目ですけれども、先ほど、今年度に東側の設計を行っているという状況ですけれども、いろいろ聞いておられますと、駐車場が今までの基本計画では少ないということで、駐車場を広く設計の中に取り入れたいというようなお話もありますが、この東地区の計画については、築山や子供広場、ちゃぶちゃぶ池やデイキャンプ場など、本当に子供からお年寄りの方まで一緒に遊べる区域の公園となっております。佐屋地区の住民の長い年月の願いでもあります。緑豊かな公園が欲しいというのは、総合計画のアンケートでも大変多く寄せられて、親水公園の建設がそういった意味で進められてきました。今、駐車場の確保の問題が最優先されるようでは、本当に親水公園の名にふさわしい公園ができないのではないかと思います。その点今の段階の中で、設計ができてしまってから何か言ってもそれは改善することはできないので、設計ができる前にそういった住民の意向を踏まえてぜひつくっていただきたいと考えますが、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

## ○経済建設部長（篠田義房君）

駐車場が少なくて困るという御意見が出ているのも事実でございます。そういう声の方もたくさんいただいております。ただ、議員がおっしゃいましたお考えはお考えとして、今後の御意見として承って、反映できることについては反映をさせていただけるように努力をしたいと思います。

## ○26番（宮本和子君）

親水公園は、今ある計画を実現するということは絶対的だと思うんですよね。公園は今の計画を進めなければできないんです。駐車場は、後から足らない分はどういう形になるだろうが、今の庁舎の駐車場でも拡大できるように、それはそのときに拡大はできると思いますが、そういう点では、公園の基本計画を崩してまで駐車場を広げるといったことは住民の意向には沿わないし、一時的にわっと車が、年に何回かという形で利用される駐車場をそのために確保するというよりはやはり問題があると思いますので、駐車場は後でもできる、公園は今しかできないという立場でぜひ設計の方をよろしくお願いいたします。

それから、4点目の障害者タクシー扶助料の関係ですが、今、津島市ですとか弥富市は36枚で、扶助の対象者の拡大は愛西市が一番というお話でしたが、やはり交通手段のない世帯に対して、このタクシーチケットが唯一の交通手段となっております。往復利用しますと、24枚あっても1年で12回しか利用できないということになりますので、多い自治体では48枚支給している自治体もありますので、ぜひ必要な方にしっかりと利用できる制度にしていきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

## ○福祉部長（水谷 正君）

再質問にお答えさせていただきます。

現在、愛西市は24枚で、もっとということですが、現状のチケット枚数でやっていきたいということですが、以上でございます。

## ○26番（宮本和子君）

要望として住民の声を、交通弱者の立場に立つということで、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、6点目のくらしを育てる資金ですけれども、今カードローンで大変苦しんでいる住民も多く、低金利で借りることができるくらし資金をもっとPRして、金融機関で利用するための調査が必要だから借りにくいということもありますが、市が預託をしてやっているわけですから、市民のための暮らしを育てる資金という立場ですから、そういう点ではもう少し借りやすい制度にきちっとしていく必要があると思いますが、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

この制度につきましては、御相談があれば現行の制度で進めていきたいということで、何か相談があれば十分に乘ってあげて、また広報等でも周知をしていきたいということでございます。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

では、ぜひ相談があれば、その相談に応じて利用ができるように、せっかくある制度も使われていなければ何の意味もありませんので、利用できるようにしていただきたいと思います。

**○議長（佐藤 勇君）**

ここで、10分間休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時40分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

休憩を解きまして、休憩前の26番・宮本和子議員の質問に対する続きを行います。

**○26番（宮本和子君）**

8点目から再質問を行います。

敬老会の人数が、やはり旧佐屋地区で行われていました、かにえ温泉での送り迎えの費用としても400万円というのが削減されて、今回の6日でも650人、それまでは佐屋地区だけでも895の方が参加できた敬老会が650人、佐織地区は今まではどうだったかというのは私にはわかりませんので、そういう点では相当参加できない方がいる、参加された方は70歳以上の方で本当に足腰も元気な方が参加できるという形で、これはこれでいいとは思いますが、やはりより多くの方の敬老会、高齢者の方のためのそういった会ですので、各地域の町内会とか、また老人会で行われる敬老会などに、ある程度この部分を補助して長寿のお祝いとしてはどうかと考えますが、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

敬老会につきましては、本年は2地区で2週にわたって行ったということでございます。参加する方が少ないのではないかとということでございますが、当日は予定しました席もほぼ埋まっていったというような状況でございました。この敬老会につきましては、当面の間は2地区で開催をしていきたいということを考えております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

では、今後ともぜひ各地域でのそういった形の敬老会に補助制度や何かをぜひしていただけるように要望しておきます。

それから基本健診の問題ですけれども、件数としては、昨年8月までの段階でもある程度、私が思っていたよりも皆さん、基本健診をされていると、健康は大切なことだということを受けておられます。基本健診で90%近くの方が要指導、要医療の受診結果が出ておりますので、早期発見・早期治療の観点でいきますと、より皆さんに基本健診を受けていただくという基本姿勢というのは大切だと思います。重度化して医療費が増大するということよりも、やはり基本健診は無料にしてたくさんの方に受けていただく、そして医療費負担の増加を防ぐということが大切かと思いますが、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

無料にというようなお話でございますが、やはり健診もある程度の負担は必要かと考え、現状の1,000円をいただくような形になっております。よろしく御理解を賜りたいと思っております。

**○26番（宮本和子君）**

それから6歳臼歯の問題ですが、先ほども年長児に対する利用状況は下がっているということですが、佐屋のときは結構小まめに何度も育成事業に参加できるような手だてをとっておられたわけですが、そういう点では他の地域での拡大といったことはどういう配慮をされているのか、これ全地域でこういう数だとは思いますが、そこら辺の地域差があるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

議員おっしゃられたように、愛西市全部でこの数字でございます。事業を拡大いたしまして実施をいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

地域差ということでございますが、今まで実施していなかった地域もございます。それらも含めまして、先ほど申し上げましたように小学校3年生まで、現実的にシーラント事業を実施していなかった地区でも実施をいたしておりますので、それらのことも含めまして周知をいたしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、地域差のないようにしていただきたいと思います。そのためのPRをどんどんしていただきたいと思います。

プールの問題ですが、この地域、大治とか津島とか稲沢というところで市営プールや町営温水プールがあるわけですが、愛西市としての健康増進のために、だれでも気軽にプールというのは利用できますし、要望も大変多うございますので、そういう点ではぜひ計画的にこのプールの建設についても考えていただきたいと思います。その点、市長の見解をお伺いしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**



この温水プールの件は、過去各地区でもそれぞれ同じような御質問もあったと思いますし、いただいてまいりました。考え方としては、そうした近隣の施設を有効に、お互い相互利用しながら進めてまいりたいということを思っております。

○議長（佐藤 勇君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、歳出について7点、質問いたします。

まず、全体的な問題であります。食糧費の問題です。

食糧費は、お茶代と食事代で56万6,726円、17年度決算で支出化されております。中でも食事代が多いところを見ますと、54ページの万博推進事業費が108万4,671円、62ページの衆議院の選挙費が67万8,800円、60ページの市長選挙費が20万3,000円、そして企画費の13万5,200円、非常備消防の7万9,400円などが食事の金額の多いものであります。この内容、多いものについて万博推進事業費を初め、どのような内容の支出があるのか御説明ください。

2番目に、これも全体的な問題であります。臨時職員の問題であります。

市の職員は、正規職員が581名に対して、臨時職員143名、合計で724名になっておりますが、つまり臨時職員の比率は19.75%、その中でも児童福祉課と学校給食課で101名と70%を占めています。これを正規職員に換算しますと、これは何名分になるのかという計算をやっていただいて御報告いただきたいと。日本の現状からいっても非正規雇用がどんどんふえて、今では労働者の3人に1人が非正規雇用となっております。私は公務労働の職場が率先して正規労働をふやして、安定した住民サービスに努めなければならないと考えますが、市長はこの19.75%という非正規職員の比率について、今の現状についてどのように考えてみえるのかお答えいただきたいと思っております。

それから、臨時職員の雇用保険や社会保険などの加入はどうなっているのか。1年以上雇用見込みがあり、週20時間以上働く場合には、雇用保険に加入しなければならないとなっておりますし、正規職員の3分の2の労働時間ならば、一般的に社会保険の加入要件ができるわけありますので、現状はどのようになっているのか、共済との関係もあると思っておりますが、御説明をいただきたいと思っております。

それから、3番目に42ページ、市長交際費・市交際費の問題ですが、市長交際費が、祝儀が37件、13万6,000円、記念品などが16件で12万1,390円。市の交際費が45件、見舞いなども合わせますと、見舞いが13件で6万8,000円で、この市長と市の両交際費を合わせますと111件で73万1,290円出ておまして、予算に対して43%の執行率であります。つまり、96万8,710円が不用額になっておりますが、これは市長がすべてに出席してみえるというふうに見ますと、本当に2日に1回近く出ていっております。そこで質問ですが、ポケットマネーなどで出されているものもあるかと思っておりますが、公務時間中に市長は、17年度、何回葬儀見舞いなどに出かけてみえるのでしょうか。私は交際費の件数を減らして、市長もなかなか見ておっても大変だと思っております。本来業務に専念する時間をしっかりと確保して、今以上に市政の政策的なリーダー

ーシップを発揮していただけないといけないと思いますが、その点どう思われるでしょうか。両交際費を合わせまして半額ぐらいにできると思いますが、考えをお答えいただきたいと思います。

4点目に、132ページと138ページの施設の修繕工事についてお尋ねをいたします。

その中で、教室の照明についてであります。教室の明るさ、照度と照明環境については年2回調査することになっておりまして、教室の机の上では300ルクス以上、500ルクス以上が望ましいとされております。黒板面は500ルクス以上でまぶしくないこととされておりますが、愛西市内の全小・中学校19校のうち、黒板で10校、教室の机で300ルクス以下が2校、500ルクス以下が7校となっております。これらの状態は早急に改善を図っていかねばならないと思いますが、どのように改善していかれるのでしょうか。

同じ施設修繕工事についてももう1点。校舎や屋内運動場やグラウンドの面積充足率についてお尋ねをいたします。

これは基準から見ますと、校舎で7校、屋内運動場で5校、必要面積が充足をされておられません。今後の学校施設の整備目標をどのように考えてみえるのか、お答えいただきたいと思います。

それから、6点目に52ページ、立田地区の南北防災コミュニティセンターの利用申し込みについてお尋ねをいたします。

17年度までは、コミュニティセンターで申し込みが可能でありました。ところが、この18年の9月1日からは立田庁舎の地域市民課か企画課での申し込みとなり、勤労者の方からこれでは申し込みができなくなるという訴えが届いております。17年度の施設使用で何が問題になりこうした結論になったのか、御説明をいただきたいと思います。

先ほども出ましたが、他の施設と共通する問題ですが、もしこれが変更が難しいということであれば、他の方法は考えられるのかどうか。土・日・休日の申し込みとか、パソコンからの申し込みという問題も、先ほども指摘をされておりますが、この点、再度答弁を求めたいと思います。

それから最後に52ページ、交通安全推進費に関連してお尋ねをいたします。

公務員の飲酒運転が大問題となっております。以前は職員が参加している各種団体の行事で、帰ったら役場に車がとめてあるにもかかわらず缶ビールが配られたり、宴会に車で来ていることが明らかなのに、乾杯程度ならいいでしょうと勧めたり、飲酒運転の幫助というべきことを私自身目撃をしております。新聞でも、各自治体の職員の処分規定が報道されておりますが、愛西市の規定はどのように明文化されているのか、明らかにしていただきたいと思います。

それから、交通安全の問題としてもう1点。16年、17年と、愛西市内、7名の方が亡くなっております。事故を減らすために、市の交通安全施策に今何が求められていると考えてみえるのか、お答えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず食糧費の関係で、一番比重が大きいというのは万博の関係だというお話がございました

けれども、決算額トータルを見ましても、万博関係の食事代というのが相当ウエートを占めておるのではないかなあというふうには理解しております。と申しますのは、その内訳といたしまして、いわゆる4月から9月、6ヵ月間の万博事業がそれぞれありました。その中で、愛知万博おまつり広場事業、これは愛西市の日ということで、4月の19、20日に実施しておりますけれども、そういった市民の方が参加されたお弁当代。それから一方で万博フレンドシップ事業、南アフリカに始まりましてガボン、それからパナマ、それからチャド、それぞれのナショナルデーに参加をしていただいた皆さん方へのお弁当代というのが主というふうに理解をしていただきたいと思います。なお、万博事業に関連する食事代につきましては、歳入の万博プロジェクト事業ということで、県の方から補助金をいただいておりますが、すべてこの食事代については補助事業の中で対応させていただけたと、これは各町村ともそうだと思いますけれども、そういった中で対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○総務部長（中野正三君）**

総務関係の食糧費をお答え申し上げます。

市長選挙に20万3,000円。この内訳におきましては、期日前の選挙投票管理者並びに立会人、その方たちの分も入っております、当日も同様でございます。職員については、自己負担という形をこのときはとらせていただいております。衆議院におきましては、食事代が67万8,800円となっております。これも同様な状況でございますけど、ただし当日の事務従事者につきましては、お昼のみを支給いたしました。その内訳でございます。以上でございます。

**○消防長（古川一己君）**

それでは、非常備消防費の中の食糧費の関係につきましては、新年度4月14日でございますけれども、新入団員、また新幹部研修ということで、1日通しの訓練を行っております。そのときの昼食ということで出ささせていただきました。以上でございます。

**○総務部長（中野正三君）**

臨時職員の御質問でございますが、1週間当たりの数字が永井議員のお手元にはあろうかと思っておりますけど、これを一般の40時間で勤務させますと大体72.8人の人数が要するという形でございます。そして、社会保険等の御質問でございますが、基本的に契約としては大体最長で30時間を限度としております。事務職等の者につきましては、雇用保険、社会保険の加入をさせている状況でございます。以上でございます。

**○市長（八木忠男君）**

永井議員の臨時職員と交際費についてお答えをいたします。

臨時職員の採用、143名ということで19.75%と御指摘いただきました。愛知県下30数%のところもあります。私どもの市としてはそんなに多くないパーセントかなあと、そんな判断もしているわけでありまして、雇用する職員についても、まず臨機応変に対応をしておつただくと判断をしておりますし、正職員と何ら変わるところはない、そんな判断をしているところでもあります。

それから、交際費の件で御心配をいただきました。仕事に差し支えない範囲で葬儀、あるいは会合なども出させておっていただきますし、当然慶弔の内規をもってそうした務めをさせておっていただくわけでありまして、いづれにしても、範囲が広くなりまして、各4地区でのそれぞれの町村がお世話になっている皆さん、あるいはそうした関係の役職の皆さんへの対応が主でありまして、内規以外でも個人的にはお邪魔もしているところもあるわけでありまして、今後こうした内容についてはできるだけ市の対応として、そうした誠意を持った葬儀への出席などはしてまいりたいと考えているところでありまして、これからも御指摘いただいたような、半分になるのではないかというようなお話ですが、どうした方法だとそうなるのか、また御指導をいただければと思っております。以上でございます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは教室の照明の件でございますが、今、先ほど議員おっしゃっていただいたとおりの状況でございます。この教室の照明につきましては、現在、学校環境衛生の維持・改善を図るために、教室の照度測定検査を津島海部学校薬剤師会にて現在のところ年1回実施をいたしております。それぞれ測定時の天候等に大きく左右をされるわけでございますが、その都度こちらの方からいただきました測定結果をもとに今後の修繕の計画をしたいというふうに考えております。本年度におきましても、それぞれ現地確認をしてまいりたいと思っております。17年度に改修をさせていただきましたのは、永和小学校の10教室、蛍光灯の増設等を行いました。そして、勝幡小学校の便所の照明器具の反射板がなかった関係等につきましては、そうしたものを取りつけさせていただいております。また、草平小学校でも11教室の照明器具の反射板の取りかえを行っておるような状況でございます。

そして、校舎・運動場などの面積の問題でございますが、学校の必要面積といえますのは国が定めております。これに対しまして、現在学校の建物、保有面積と言っておりますが、これが差し引きをいたしまして不足しておりますのが、先ほど議員おっしゃっていただきましたように小学校で5校、市江小、立田南部小、福原分校、草平小、西川端小学校で、それぞれ保有面積を満たしていないところがございます。中学校におきましては、八開中学校ということでございます。また、屋内運動場のそうした必要面積以下の学校につきましても小学校5校、佐屋小、福原分校、八輪小、開治小、草平小等々ございます。

そして、今後の整備目標というお話でございますが、必要面積から保有面積を引きまして、確かに不足をしております部分がございますが、現在不足と言っておりますが、こうした学校について教室等の不足は生じておりませんので、今後教室の増築等の計画は持っておりません。そんな状況でございます。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

先ほどの御質問につきましては、17年度決算の内容についての関連というふうにはちょっととれません。17年度の決算のコミュニティーの使用申し込みについては、それぞれコミュニティーセンターで受け付けをしてやってきました。議員おっしゃる件につきましては、ことしの9月1日からの問題ですね、それでよろしいですね。おっしゃるとおり、南北のコミュニティーセ

センターの使用申し込みの関係につきましては、この9月1日から従来の南北のコミュニティセンターの窓口の受け付けから総合支所への受け付けという形に切りかえをさせていただきました。と申しますのは、議員も御承知のとおり指定管理者の問題等がございまして、立田の南北コミュニティセンターにつきましては指定管理者ができません。ですから、9月1日から市直営としての形で対応をとらせていただきました。

それで、使用申し込みの関係につきましても、従来の許可証については、これは申請書もそうですけれども、それぞれの運営協議会長あてに申請許可という形がされておりましたが、市直営になれば当然市長名になります。であるならば、少なくともそれぞれ一たん仮にコミュニティセンターの窓口で申し込みをしていただいても、許可証そのものは市長名で許可を出す形になります。そうしますと、申請者には郵送もしくは数日間待つていただくという現象が出てまいります。それと大きな問題として使用料の問題、当然これは一応市直営になったことによって市が直接収納管理をするという形がベターだろうということになりました。この関係につきましては、南北コミュニティセンター運営協議会等の役員会を通じましてその辺も了解をいただいておりますので、9月1日からそういう形をとったということでございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

交通安全施策をとということでございますが、これは主要施策の概要にも書かせていただき、私どもの方としては、ハードな部分におきましては建設関係の方でおやりをいただいておりますけど、交通指導員とか啓発等を重点にやらせていただいておりますし、交通安全協会、または女性の友の会の方々にも御協力をいただきまして、それぞれの啓発等を実施しているところでございます。

1点ありました職員の飲酒運転等が全国的な問題になっておりますけど、私どもとしましては、昨年4月1日の規則の中で、愛西市職員懲戒及び分限取扱規則というものを定めております。この中で、懲戒処分の基準というものを示しております。これは、平成12年に総務省から出ましたものを参考にしてやっておるわけでございますが、この中に飲酒を含むその他の交通事案につきまして、免職から戒告までそれぞれ定めております。それぞれの事例において対応したいと思っておりますけど、先般、常々市長からも、職員に対してこの問題についてはきちんと飲酒はするなと、すれば厳罰を処すということは申しておりますし、再度この間、確認をした状況下でございます。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

まとめて、全部再質問します。

ちょっと逆から行きますが、今の職員の飲酒について、この間、具体的な規程に基づいて対応された事案はあるかどうか。特に酒気帯び運転については、規則によってどのようになっているのか、ちょっと簡単に内容を説明していただきたいというふうに思います。

それから建設の方で、いわゆる交通安全施策について、事故を減らすための施策についての回答は建設部長がしていただくんですか、これは。どのようにハード面でやられようとしているのか、御説明いただきたいといます。

それから南北防コミは、今議長からも外れておるという話がありましたけど、私は外れておる話はしてなくて、17年度で何が問題になったのかということを知っています。ですから、17年度は何も問題ないよということであれば……。

○議長（佐藤 勇君）

簡単に説明をしてくださいという注意だけです。

○21番（永井千年君）

ですから、これは18年度急に起こってきた問題なのかどうかだけを説明していただきたかったわけでありませぬ。

それから、学校の施設の修繕工事につきましては、この照明については、先ほど幾つかの学校で改善が図られたということではありますが、これで現在 300ルクスとか 500ルクスだという基準はクリアできているということなんでしょうか。子供たちからは、天気の良い日なんかは暗いと思いますけれども、そういう苦情がないかどうか。あれば、これはそうお金がかかる話ではありませんので、早急にやっぱり改善を図っていただいて、子供たちが快適に勉強できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、市長交際費・市交際費の問題については、半分というのは予算が半分以上余っていますので、予算上半分にはなりますねえという話をしておる話とちょっと市長の答弁とずれておりましたので、お願いをしたいと思います。ですから、今再度市長に確認しますけれども、現在の交際費の支出状況に改善を図る必要はないと、当然のところへ行っているだけであるので、今後も今の体制で市長交際費・市交際費については使っていくという説明だったんでしょうか。ちょっと確認だけさせていただきたいというふうに思います。

それから臨時職員の問題で、30時間以上という問題がありましたけれども、雇用保険などは20時間という問題がありますので、30時間は常用、正規職員ということになります。20時間以上であったとしても、当然雇用保険などは加入を図られなければなりませんし、社会保険の加入も3分の2といっても厳密に見ていただいて、1人でも漏れるような方がないようにきちんと現状はやられているという理解でよろしいのでしょうか。

ちょっと市長にお尋ねをしたいと思います。臨時職員が現状でもほかのところより少ないかのような話がありましたけれども、実際考えてみますと、日本全国平均して3人に1人という状況で、2割ということで、合併前の立田の時代であると臨時職員というのはほとんどいなかったわけではありますが、佐屋・佐織で臨時職員がいたことによって市全体としてふえているという状況だと思いますが、僕は不断に臨時職員の数を減らしていく必要があると思いますので、市長の姿勢として、今後も決して少なくないから、正規職員をふやさずに臨時職員をふやしていこうというような考え方が背景にあるのでしょうか。その点だけ確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、この食事代の問題については、万博推進事業が中心でありましたけれども、これも単面的には大体共通した扱いを、1食当たり幾らという点ではどの事業も共通しているのか、あるいは予算の範囲内で臨機応変にやってみえるのか、その点だけちょっと説明をいただきたい

いというふうに思います。以上です。

**○総務部長（中野正三君）**

酒気帯び運転の処分の内容でございますけど、人身事故におきましては、酒気帯びで運転をして人を死亡させ、または重い障害を負わせた場合においては免職、または停職でございます。ただ、この場合において措置義務違反、つまりひき逃げの場合においては即刻免職という規程には今なっております。もちろんそのほかに、人身事故を起こさないまでも交通違反という形が出てくるかと思いますが、これにおいては停職以下になってまいります。ここでも義務違反になれば、また重いということにランク分けがなってくるというところでございます。以上でございます。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

一例をお示しして、永井議員の御答弁にかえさせていただこうと思います。

雀ヶ森町のハウス団地のところの交差点でよく事故があるということで、用地買収等の御協力をいただいて、17年度決算の中で道路改良工事が済みました。その中で、信号機を今年度中につけていただけるやに聞いております。そういった点に注意しながら進めております。よろしく申し上げます。

**○企画部長（石原 光君）**

コミュニティーの問題ですけれども、特に17年度は問題はございません。指定管理者制度の導入の関係によりまして、市直営に移行したものでございます。よろしく申し上げます。

**○教育部長（八木富夫君）**

17年度、教室の照明等を増設した関係でクリアしておるかということでございますが、クリアをしておるものと承知しております。

**○市長（八木忠男君）**

お答えをいたします。

最初に、交際費の件であります。これも例を挙げますと、例えば今の総代、駐在員でも、入院されても見舞いは規定にありません。議会の対応の仕方も見ながら、相談させていただきながら、今後のこうした内容については、また勉強をしたいと思っております。

そして、臨時職員の件であります。これから市としても正職員、当然削減もしなくてははいけませんし、臨時職員の採用についても十二分に考えながら進めてまいりたいと思っておりますし、期限つき採用なども今後考えるべきという考え方でおります。

**○総務部長（中野正三君）**

食事の件でございますけど、万博においては1食 650円、そして消防においては 850円、そして選挙においては 800円から 1,000円、1,000円を上限としているのが内部のきまりといたしますか、そういう状況下になっております。以上でございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、5点ほどお願いをいたします。

まず第1点目は、総務費、防災費の災害対策総務費に関連して四つほどの項目を上げました。

一つ目は、地域防災計画を17年度予算で作成いたしました。この中で、特に今後地域防災計画に沿った安全なまちづくりのためのさまざまな、例えば道路とか橋とか公園、排水等の整備をしていくというふうに書いてありますが、こうした整備目標というものを立てていくのかどうか。また、それについてもし立てるのであれば、それをどういう形で達成をしていくのかということをお尋ねしたいと思います。

また、それに関連しまして、防災備品の備蓄等も年ごとに行われていますけれども、防災備品、あるいは食糧、非常食等の備品の目標と充足率。食糧については、目標が9万7,200食というのがありますけれども、今後充足率と、それをどういう形で達成をしていくかについて、お尋ねをしたいと思います。

また、防災行政無線については、これまでも幾度となく一般質問などでやってまいりましたが、特にこの間でも佐織地区以外の方々とお話をすると、「佐織は個別受信とか、ああいう毎日の放送とかがあって本当にいいですね」という話をよく聞きます。そうした点で、これまでも何度となく聞いてまいりましたが、個別受信の問題とか、あるいは毎日の広報、そうしたものをぜひとも整備していただきたいと思いますし、またコミュニティーFMとか、さまざまなほかの手段等の検討もしていただきたいと思いますけれども、そうした点について考えを聞きたいと思います。

それと、自主防災会組織の問題です。ことしも立田・八開地区を中心に防災訓練が行われまして、かなり自主防災会組織の組織化がかなり進んでいるというふうには考えますけれども、現状の組織図と、そしてまた結成されました自主防災会が防災訓練等を行っていると思いますけれども、その実施率、また内容についてどういう形でつかんでおられるかについて質問いたします。

二つ目は、統計調査費の人口動向調査事務費ということで、人口動向調査が行われております。この結果によりますと、平成17年度、愛西市は216人の減というふうになっています、人口は。例えば、新市建設計画というのを合併するときにつくりました。そのときの人口の減、これについても10年間の人口予測を一応立てて、財政等の計画を立てているわけではありますが、それによりますと、大体1年間に100人ぐらいの人口減という予想が立っております。しかし、単年度でありますけれども、17年度は人口が216人の減と。特に、出生と死亡との関係でいうと、92人の減。ところが、転入と転出で124人ということで、人口減の問題については、特に転入・転出の問題でいくと引越して出ていってしまう人がかなり多いということで、100人以上見えるということになりますので、その原因等をつかんでいるのかどうか。今後、人口減というのは税収等にも大きく響いていきますので、そうした対策をどのように考えているのかについて質問をいたします。

それから三つ目は、例として立田の市バス運行管理委託費を書いておりますが、現在市が所有しております市有バスについて、運行等はかなりやられているわけでありますけれども、



その中でも特にことしから運行の基準等も変わってまいりました。土曜日や日曜日や祝日等も、ぜひとも利用したいという声が非常にあります。特にお子さん方の関係でいうと、野球とかサッカーとかの遠征なんかに使いたいというような話もありますので、こうした土・日・祝日利用というものについて今どういうふうに考えているのか、ぜひとも進めていただきたいと思いますけれども、その点についてお願いします。

それから4点目は、衛生費の墓地使用料還付金や霊園の運営協議会費とか委託料についてですけれども、愛西市で現在三つの墓地があります。その墓地のそもそもの土地区画数と、その中でどれだけ埋まっているのか、そしてあいている墓地の利用をどういう形で進めていくのかということについての考え方を示していただきたいと思います。特に、合併をしまして、これまで佐織の墓地等でも、また新しくやっていたところでも返還等も出てきていますので、かなりあいているというふうには考えています。旧のところでも大分あいていますので、そうしたものに対してどう埋めてもらうのかということ、そこについてどうなっているのかについて。

それから第5点目は、予防費の中での健康フェスティバルの器具とか借上料等、健康フェスティバルについてお尋ねをしたいと思いますけれども、去年は佐織地区で、そしてことしは佐屋地区で行われております。例えば佐織だと、文化祭のときは大分ずらしたところで健康祭りをやっておりますし、佐屋地区でありますと、まさに文化祭に合わせてこれをやっています。そうした運営を今後どうしていくのかということと、それから佐織地区でいいますと、福祉センターを使って健康祭りと銘打ち、さまざまな福祉ボランティア団体等も出店等をして活動しておりますけれども、そうしたものが今回はなかなか難しいと。グラウンドの方ではやれますけれども、部屋の中ではなかなか難しい状況とかもありますので、ほかの市町では、例えば健康福祉祭り等、福祉関係のボランティア等の出店・協力などを仰ぎながらやっているところもありますが、今後の健康フェスティバルの運営、それから方向についての考え方を聞かせてください。以上です。

#### ○総務部長（中野正三君）

まず1点目の、地域防災計画の中にうたってありますハード的な面だと思いますけど、この件につきましては、まだ具体的に防災担当の方から所管課等の詰めの中では具体案まで出ておりません。十分そういうことは承知しております。そのために、今後の計画等の中へ私どもの要望等も踏まえていただきたいと思いますという要請は、今後してまいりたいと思っております。

それから、備蓄目標でございますけど、確かに御指摘のように、先ほどのお話ではございませんが、食糧としては1万6,200人分の食糧で3日間分という形をとっております。毛布等におきましても、まだ一部そろえきれない部分、リヤカーとか間仕切りとか、トイレの凝固剤とかという形の目標を持っておりますけど、部分的にはまだ100%まで至っていない部分があります。ここらにおいてもそれぞれ目標に向かって整備をしてまいりたいというふうに存じております。

あと無線でございますが、議員御指摘なのは佐織の個別無線を念頭に置いてのことだろうと思うんです。私も佐織に在住しておりますけど、緊急の場合に対応しやすい状況下でございま

す。ただこれが、議員に前にも申し上げましたけど、電波法の絡みでアナログからデジタルに変わっていく段階で、今佐織の部分におきましてはアナログでございます。ですから、このアナログがデジタルに変わりますと全市になりますと20億ほどがかかるという形でございます。私どもとしては、デジタルの中で、移行する個別受信ということばかりでなくて、先ほどもありましたようなコミュニティーFM等いろんな観点から、前に日永議員に申し上げましたけど、方法としては何種類でもあってもいいと思いますので、そこらを踏まえて、今後、もっといいものが提案がされてくるかと思えます。その中で考えていきたいというふうに思っています。

自主防でございますけど、17年度中には佐屋1団体、立田に6団体という形で7団体できました。17年度末におきましては、佐屋地区で68団体、立田地区で6団体、八開地区で19団体、佐織地区で62団体、155団体の設立がされております。この訓練におきましては111団体が行われまして、実施率としては71.61%でございます。訓練内容におきましては、消防長からお答えをさせていただきます。

#### ○消防長（古川一己君）

それでは、自主防災会の訓練内容でございますけれども、私どもの方が出向いて行った訓練、17年につきましては61回でございます。訓練の内容につきましては、主なものが初期消火訓練、これは消火栓、また消火器の取り扱いということでございます。それと、人工呼吸、応急手当での訓練、特に近年はAEDに皆さん方も御関心がありますので、AEDの取り扱いも含めた応急手当、人工呼吸訓練をしております。また、変わったところでは、自動車のジャッキ、また、のこぎりを使用した訓練も今取り入れるようにしております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

人口動向調査の関係でございますが、これにつきましては市民課の方で行っております。転入、転出、死亡、出生、世帯分離等を行っておるわけでございますが、先ほど議員おっしゃいましたように、平成17年度の出生状況は474人、男女別ですと、男241人、女233人となっております。また、死亡については566人となっております。男503人、女261人というような形になっておりまして、差し引きいたしますと92人の減となっております。それらのこと、窓口事務をいたしておりますも、さして転入・転出、そんなに変わりはないと私どもは感じておるわけでございます。人口動態については、今横ばいの状態にあるというような考え方でおりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、少し飛びますが、私の担当のところをお答えしたいと思いますので、よろしくお願いをします。

次に、衛生費の方で墓地の関係を御質問でございました。平成17年度は、佐屋霊園で5件の還付がございました。佐織霊園で2件の還付でございます。この墓地使用許可者で墓地が不要になった人が、未使用の方の申し出により還付をいたしております。総数がちょっと、今すぐ手元にはございませんのでまことに申しわけございませんが、現在のあいておるといいますか、手持ちの数は、佐屋霊園におきまして13区画、佐織霊園におきまして12区画、佐屋第二霊園で2区画があいておる状況でございます。これを来月、10月号の広報に掲載して募集をしてまい

りたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

次に、健康祭りの関係でございますが、議員おっしゃられたように、平成17年度は佐織の総合福祉センターで実施をいたしまして、平成18年度は佐屋の保健センターで実施の予定でございます。合併の調整方針といたしまして、健康祭りは1カ所で実施する考えで開催をいたしております。それぞれが平成16年度まで実施内容、参加協賛団体等に差異がございましたが、この2年をかけまして是正をして進めておるところでございます。この2年間の実施した内容を踏まえて、平成19年度に愛西市としてふさわしい健康祭りにしていきたいという考え方でございます。したがって、19年度の実施会場はまだ未定でございます。また、平成17年度、佐織総合福祉センターで実施しました健康祭りに協賛団体として9団体のボランティアグループに参加をいただきましたが、今年度は佐屋保健センターの施設では、ボランティアグループが実施する広さがございません。したがって、参加依頼をしていないというのが実情でございます。今後、ボランティアグループとしての活動する場所、その他健康祭りの協賛ではなくて、福祉団体としての自立した運営でこの健康祭りに参加をお願いしていきたいというような考え方で進めさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

#### ○総務部長（中野正三君）

市有バスの内容でございます。昨年度までは、合併前の各町村のやり方で1年間引き継いでまいりました。ただ、その中で随分貸し出しの方法が異なっておりました。それで、今年度から統一をさせていただいた状況下でございます。基本的には、距離的には統一でやってまいりました。真野議員の御指摘は休日の団体運行という面だろうと思ひますけど、この件につきましては、基本的に団体の運行におきましては、平日の運行という形で市として統一をさせていただいております。そのほかに、議会も、あと教育委員会を含む行政委員会、そして市の行事として行う場合は、土・日・祝日等においても可とすると。これは市の事業としてという形でとらせていただいております。いろんな御意見はあろうかと思ひますけど、全体の定める中でこういう結論に達しましたので、よろしくお願いをいたします。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、気になっている点に対して幾つか。

まず第1点目の防災計画の関係ですが、具体的な道路等の整備については今後の検討ということで、防災備品については100%に達していないということで、これについて、例えば何年度までに充足するということはないのでしょうか。それはちょっと答弁されなかったんで、もう一度確認をしたいと思ひます。やはりできるだけはっきりとさせてやっていくことが必要だと思うんで、よろしくお願ひします。

それから、自主防災会の件についてですが、着々と今組織化をされているところだと思ひますけれども、訓練の事実が76.1%ということで、やはりなかなかいろいろなところで聞いても、だんだんマンネリ化してくるし、何をやっていいかわからないというような声も時々聞くんですよ。今回からジャッキで木を上げて救出をするとか、のこぎりなんかを使って救出するとか、あるいは仮設の簡単なトイレを建てるとか、いろんな工夫もされてきてはいると思う

んですけども、防災訓練でいうと、例えば今後防災計画の中には避難所運営の問題とかというのも出てきていますし、避難所運営マニュアルは愛知県のをを使うとさらっと書いてありますけれども、実際に自主防災会が担うべきさまざまな期待されること、そういったものについて、やはり防災訓練と地域の防災訓練等の中にも入れてもらうことも必要だと思うんですが、そうした具体的なものを考えていってほしいと思うんですけど、その点についてお尋ねをしたいということが二つ目。

それから、人口動態の問題ですけども、部長の感覚として横ばいだということでありましてけれども、現実の問題として 200人ほど減っているというような状況があります。これに関しては、うちの近隣とか、いろんな方に聞いても、2世帯でお子さん方がもう地域から出ていく方というのは、聞くところでは結構あるんですね。そういう子供たちが、愛西市にそのまま家に残って住んでもらうような形をやっていかないと、転出していってしまうということにもなってしまうので、そうしたこと等の対策等があるのかなあと、その辺の答弁を期待していたんですけども、もう一度それをお願いします。

それから、バス運行の問題については土・日・祝日をやってほしいという声もあるんで、ぜひとももう一度再検討してもらうようにお願いしたいと思います。

それから、墓地の問題は大体わかりました。

フェスティバルの問題をちょっと確認したいんですけども、福祉団体として自立して参加をしていただきたいという話なんですけど、それは福祉団体として自立して参加して、例えばそのスペースやなんかを確保してもらえるということなのか、あるいは健康福祉祭りとして一緒にやるために、そういったスペースやなんかも含めて市としてやっていくのか、あるいは福祉団体は、例えば福祉フェスティバルをもう一遍別にやってもらうということで、企画してくださいという意味なのか、それはどっちなのでしょう。来年度からふさわしいものにしていくというふうに言われていますけれども、締め出しをしていくんじゃあ本来の趣旨に反すると思いますので、いろんな市民の皆様にご協力をしていただくということでいえば、そこは明確に答弁をお願いしたいと思います。以上、よろしくをお願いします。

#### ○総務部長（中野正三君）

備蓄備品の目標でございますが、現時点で 100%までは何年という形は言いかねる部分があります。といいますのは、相当高価なものもありますし、安価なものもあります。私どももその限られた中で早急に準備しなきゃならんものに重点的に持っていき、そしてあと徐々にその他のものも備えていくという形で、できる限り私どもの目標の中へ近づけていきたいという形を思っております。

それから、自主防災会の訓練につきましては、再度消防長から答えさせていただきますけど、今バスのお話も出てまいりましたけど、私ども、今回改めさせていただきます。当面はこういう形で推移をお願いしたいと思っております。御意見として承ってまいります。

#### ○消防長（古川一己君）

それでは、自主防災会の訓練の内容でございますけれども、先ほど議員おっしゃられました

ように、私どもの方もいろいろマンネリ化を防ぐ、また訓練というのは反復ということもありますので、ある程度反復訓練、今後両方兼ね備えた訓練計画、また先ほどおっしゃられました避難所の関係の方へどのように自主防災会として取り組んでいただくか、活動していただくかというのも今後研究して、その中に入れていきたいと思えます。

#### ○企画部長（石原 光君）

真野議員の再質問で、子供たちが住んでもらうような対策、これはいわゆる環境づくりとか、地域づくりの施策につながるのではないかなあというふうに私自身思っています。今現在進めております総合計画の中で、そういった環境づくり、地域づくり、いわゆる子供たちが安心して住んでいただけるようなまちづくり、そういったものを総計の中で位置づけられていくのではないかと、そういったことも踏まえて総合計画に取り組んでいるということで御理解をいただきたいと思えます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

健康祭りについてでございますが、その活動をいただく場所は当然でございますし、またボランティアグループが活動していただける出し物といいますか、やっていただけることも限定されてくると思えます。そこら辺もよく協議しながら、そのグループといろんなことを協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

#### ○10番（真野和久君）

最後に、自主防災会の防災訓練の件についてですけれども、防災訓練というのは、すべて消防関係に任せたとはいふ方は非常に問題だと思ふんですよ。例えば避難所の運営なんかは、消防署関係とは、言ってしまうと関係がない、ずれているところ。以前も防災課をつくってくださいよという話をしましたけれども、消火活動とか災害救援活動とかというのは、確かに消防関係だと思ふんですけれども、避難の問題とか、避難所運営の問題とか、そういったものというのは難しい問題だと思ふんです。そこはやっぱり協力しながら、訓練そのものの内容の検討・充実をぜひともやっていただきたいと思えます。この中にも、県の防災カレッジやなんかを受けてもらうという人をたくさんふやすと、意識啓発をしようと言っていましたけれども、そうした県でやっています防災リーダーという人たちに対する要請が愛西市は全然声がかかってこんということも聞いていますので、甚目寺とか蟹江とかは積極的に行政側からも協力を要請しておるといふような話もありますが、そうした防災訓練等が自立するためには、そうしたこともぜひともお願ひしたいと思えます。これは答弁はいいです。

それから最後、福祉健康祭り、もうちょっと具体的に、いまいよくわかっていないんですが、ぜひ締め出しにならないように、そういうことも含めて、いろんな団体がありまして、佐織のときも、何で佐織のそうした団体には声がかかって、ほかの団体には声がかからないんだというようなお話もありました。そういうこともありますので、そうした点も考慮しながら対応していただけるようお願いいたします。以上で終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

ここで休憩をとります。再開は4時ちょうどでございます。

午後 3 時 47 分 休憩

午後 4 時 00 分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次は、歳入についてでございます。

通告に従い、発言の許可をいたします。

5 番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5 番（吉川三津子君）

では、最初に全般的なことといたしまして、補助金と助成金との違いについてお聞きしたいと思っております。

決算書・予算書に「補助金」「助成金」という言葉が使われておりますけれども、この交付の要綱の違い、審査の仕方について違いがあればお伺いしたいと思っております。また、これは今後行革に大変影響を与えていくものでありますので、言葉の統一も必要かと思っております。こういったものが今後どう改善されていくのかについても、あわせてお伺いしたいと思っております。

2 点目の歳入の地方交付税についてお伺いいたします。15 ページです。

国の方は、元利償還分を地方交付税で補てんすると言いながら、大型事業等を推進したり、また減税補てん債とか臨時財政対策債などについても、国は実際には約束どおりの交付金を交付していないのが現状かと思っております。その現状と地方債発行が認められて、後に地方交付税で補てんすると言いながらも約束どおり補てんされていないもので、大きく額面が違うものについてはどんなものがあるのか、示していただきたいと思っております。この問題につきましては、やはり外部の一部事務組合の問題にもかかわってくる、外部の組織についてもきちっと把握をしていかなければいけない大きな問題だと考えております。

次に、歳入の財産収入、利子及び配当金について。

みずほのフィナンシャルグループ株式会社の株の配当金についてお伺いしたいと思っております。これについては、これを購入した背景がわからないということのようですけれども、ほかに保有している株があるのか、それについてお伺いしたいと思っております。

それから、また名古屋西流通センター、第三セクターとして愛西市も何らかの出資をされていると思っておりますが、どういう形で出資をされているのか、またその経営状況についてお伺いしたいと思っております。

それから 4 点目、歳入、使用料、手数料の住民基本台帳手数料についてお伺いいたします。

大量閲覧の問題で、いろんな改善がされておりますけれども、その大量閲覧があった件数と、その閲覧の理由についてお伺いしたいと思っております。

それからもう 1 点、歳入の雑入、市町村振興協会基金交付金、これは何度も一般質問等の中で取り上げておりますサマージャンボ宝くじの問題もございました。そのときの答弁で市長は、内部留保金の問題について西尾張の市長会の方で発言していくというふうに御答弁をいただいております。その後、市長はどのような行動をとられたのか、それについてお伺いをしたいと

思います。以上であります。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず、第1点目の補助金と助成金の違いは何か、以降2点、含めて3点、御質問をいただいておりますけれども、まず第1点目の違いの関係でございますけれども、補助金と助成金の違いについては名称の違いでありまして、実質的に大きな違いはございません。いろんな判例集を見ていまして、そういったような具体的な区分けはしてございません。

それと、補助金の関係につきまして、審査の関係でございますけれども、補助金、助成金、それぞれ規則・要綱等で定めておりまして、当然実績報告書等、所管課において内容が基準に適合し、目的を達成しているかチェックをしておりますし、その方法において何ら変わるものはございません。

それから、3点目の今後の改善点についてでございますが、行革の一環として当然これは進めていかなければならない問題というふうに思っておりますし、先ほど議員おっしゃられました助成金と補助金との名称、そういったものも含めて要綱等の整備について改善をしていかなければならないというふうに考えております。

それから、交付税の問題でございます。普通交付税に算入される公債費、いわゆる元利償還金の関係でございますけれども、この関係につきましては、国が一応定めております単位費用、補正係数といったものが加味されて交付税の算入額が決定いたします。それで、実際中身についていろいろ財政課の方で検証してみましたところ、実際に支払った元利償還金と交付税算入額が全く同額になるとは限りませんが、ほぼ同額に近い数字となっております。御指摘がございました臨財債、あるいは減税補てん債、17年度の状況を見てみますと、元利償還金よりも交付税に算入された額が上回っております。いずれもそういったことで、国の約束しております後年度の交付税により措置するという事は、現時点では達成されておるというふうに理解をしております。いずれにしても、交付税制度が改革される推進の中で、公債費の後年度措置については堅持されていくべきものというふうな現時点では考えております。以上でございます。

#### ○会計室長（杉山政男君）

みずほフィナンシャルグループの株でございますけれども、これは旧八開村のときに購入されたものでございまして、八開の決算書をずうっと調べましたところ、昭和29年の決算書から記載されております。そういうことからいきますと、昭和28年に購入されたかなあと考えます。その株につきましては、日本勧業銀行で購入されたんじゃないかなあと。それが、今回合併等でみずほフィナンシャルグループになっておるということでございまして、株数につきましては3.52株でございます。1株5万円でございます。

それから、ほかにあるかということでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられました名古屋西流通センター株式会社が3万100株、1株1,000円でございます。それから、名古屋西部ソイルリサイクル株式会社、これについては28株で1株が5万円ということでございます。なお、経営状況等につきましては、担当部長の方から御説明させていただきます。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、名古屋西流通センターの経営状況でございますが、黒字の経営ということになっております。

### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

住民基本台帳手数料の関係で総数でございますが、9,673件ございました。その大きい順からでございますが、教育学習子育て支援及びこれらを支援するカードサービス、学資ローン等並びにこれらに関連する商品等の案内、アンケート調査等に利用するための閲覧、その次が教育図書館の案内というのがございまして、それからラジオ調査の対象者の抽出、人形の案内・パンフレット送付のため、子育て支援企画案内というような形で主なものはなっております。

### ○市長（八木忠男君）

市町村振興協会基金、御指摘いただきましたように、私どもの市で会合があった折に、私から意見を出させていただきました。他の市長、それぞれ今までの流れを御存じでありまして、三好町、あるいは日進などでも議会でそうした質問もあったというようなことや、今般間もなく県の市長会がございまして、そうした場でも協議がなされるんじゃないかというようなことで、格段の御意見は他の首長からはございませんでした。

### ○5番（吉川三津子君）

では、再度ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

補助金、助成金につきましては、これから民の活用ということで市長も主張されておりますが、そういった面でこれから総合計画の中で、これら補助金や助成金を受けられる団体がどれだけの成果を上げるか、そういった事業評価をしていく力を職員の方たちがつけなければならぬと思っております。そういった行革前ではありますけれども、やはりこういった補助金、助成金の審査のあり方については、職員の中でいろいろやり方等については今から取り組める問題ではないかと思っておりますので、要望として一つそういったことも考えていただきたいと思います。

それから地方交付税についてですけれども、八穂の焼却炉、一部事務組合のお話でも聞いておりますが、あそこで借金した地方債については元利償還金を各市町村、パーセントを上げて、それぞれが地方交付税のこれだけということで申請を上げていると。それが、やはり元利償還金分、きちんと市町村に返ってきているのかどうか。そういった確認がされないまま、外の一部事務組合については動いていっているのが現状かと思っております。そういった面も、これから佐織の焼却炉跡地の利用の問題等も出てきて、そこでまた補助金を受けたり、それから地債も発行しながら事業を進めていくことも出てくると思っております。やはり全体的に、きちんとそういったものが償還されているのかということも確認しながら進めていかなければいけないのではないかと考えております。これ、事前にいろんな部署にお聞きをしたんですけれども、外部の団体の借金に対してどこがどう把握して対策を練っていくのか、そういったことがどこでもされていないなということを感じておりますので、その点についても、今回決算を終えての改善していかなければならない点ではないかと思っておりますので、御指摘だけさせていただきます。



それからあと地方交付税についても、来年度1兆円減らすということで、この地方交付税の特別会計で出た借金について、随時地域と国とでこの借金を返していくんだというような方針が示されております。きっとこういった元利償還という部分についても、なかなかされてこないことも予測がされてきますので、今までのこういった借金についてどれだけきちんと返されてきているかというデータの蓄積をしていただきたい。それが一つ、これから合併特例債を使うか使わないかの指標になってくると思います。そういったこともぜひ今回の決算を見て思ったことですので、課題かというふうに考えております、これは答弁は望みませんので。

それからあと、第三セクターの名古屋西流通センターにおいて黒字だということですが、配当金はないのでしょうか、黒字でも。それについてお聞きしたいと思います。

**○会計室長（杉山政男君）**

30ページに配当金、入りましたのはすべて記載してございますので、ここで言いますみずほフィナンシャルグループ以外はございません。

**○5番（吉川三津子君）**

黒字なのになぜ配当金がないのかなあとというのは、ちょっと不思議な気もするんですけども、あと次の住民基本台帳の閲覧について。結構、子供関係、教育関係のところが多いんだなあと。いろんな事件がこの台帳を見ることによって起きてきたわけですが、これだけの閲覧があった中で、職員たちがどのようなことに注意して窓口業務をしたのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

窓口事務でどのようなことかということでございますが、申請を受け付けいたしまして、そこに記載してございます、先ほどの事案等検討をいたしまして、課長の席の横のところ、職員の目の届くところで閲覧をお願いし、事務を進めておるところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

**○5番（吉川三津子君）**

こういった窓口に来られた方、大量の場合、違った対応をとられるということでよろしいでしょうか。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

閲覧に見えた方、皆同じように中に入って課長の横の席に座っていただきまして、そこで台帳を見ていただくという形で閲覧をお願いいたしております。

**○5番（吉川三津子君）**

こういった大量閲覧については、ぜひ慎重に特に注意を払っていただきたいというのが私の考えでございます。

あと、市町村振興協会の関係で少しお伺ひしたいと思います。

こういった交付金以外に、今回も万博の駅伝にユニホームを支給するというような協会の方からお話があるということで、ほかの議会の中でもややこういったことも話題になっているというふうにお聞きしておりますが、この交付金というお金以外の形で、品物で来るものはどん

なものがあるのか、こういった決算書に載らないもので。そういったものが今回あるんじゃないかなということも思ったんですけども、もしかしてあればお聞かせいただきたいのと、きっとそういったユニホームをつくるとか、そういったものになると、大変大きな金額になると思うんですが、そういった場合、市町村の意見反映とかはどのようにされているのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

今の交付金以外で、現物で協会の方からそういった支給があったかというお尋ねですけども、それはないと思っております。それからユニホームの関係、事業は教育サイトでやっておりますけれども、参加賞的なものは今年度に限ってということは聞いていますけれども、そういった意見の反映の場という部分については、当然振興協会の総会、市長が先ほど申されましたように、そういった場で意見等を言っていただくという形になるのではないかなあというふうに現時点では思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

そういった万博のユニホームにしましても、やはりそういったお金は一たん市町村におろされた方が有効に使われると思いますので、ぜひ市長には頑張っていたきたいと思います。これで最後の質問といたします。よろしくお願いします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

私は、簡単に固定資産税の問題を中心に1点だけお尋ねをしたいと思います。

市税と国保税と介護保険料、これ合わせますと17年度の調定額は104億7,003万4,402円という数字になります。一方滞納額は、17年度末で合わせまして11億4,815万9,408円ということで、17年度の調定額に対して10.97%が滞納となっているわけです。その滞納額の50.52%が国民健康保険税で48.76%が市税です。市税の中で一番多いのが固定資産税で、3億2,126万5,594円というふうになっています。この愛西市の滞納の現状に対してどのように理解をしてみえるのか、お答えいただきたいというふうに思います。

2点目は、固定資産税の課税の基礎になるのが家屋調査でありますけれども、合併前はその調査のやり方が違っていたというふうに聞いています。例えば、旧立田村でいいますと、秋になりますといつも増築や改築、滅失などについての変化がある方については申告しなさいということで自主申告をされると。さらに、職員等がいろいろ回っておる間に気がついたり、村民から連絡があったり、そうした物件について調査するのが精いっぱいという状況だったというふうに聞いておりますが、最近になって合併して、これから少しずつはっきりしてくると思いますけれども、新たな固定資産税の課税漏れや未評価の建物が大量に発見されて、現在調査中ではありますが、こうした課税漏れや未評価の建物の大量発見、こうしたことが出てきた背景にはこの調査のやり方の違いがあるというふうに思います。それぞれの旧町村、どのように違っていたのか、御説明をいただきたいと思います。こうした市税にしても介護保険料にしても、

徴収や申告については税務署や他の機関と協力しながら、そうした資料に基づいて行っているのに対して、固定資産税の課税評価というのは市が直接やっているわけでありまして、この税の徴収のやり方に対する信頼というものは市政の根幹ともいうべきものだと思います。これが崩れてしまいますと大変なことになるわけでありまして、事の重大性といいますか、私はそのように認識をしておりますけれども、御説明をいただきたいというふうに思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

今、永井議員の御質問でございます滞納の件でございますけど、確かに私ども、市税を含めて国保もそうですが、日々滞納の関係は職員が出てそれぞれ家庭訪問等をさせていただいております。提案説明でも申し上げましたが、滞納額の状況下の中で、今回滞納額というのは、昨年の四、五月分の現年度分が未収入となっておりますので、相当額としては多うございます。ただし、16年度分の中で市税に対する滞納に対しての通常ベースで申しますと、実は調定額の14.09%が収納をしたという形でございます。愛知県下の中で、35市ございますが、この徴収率でいきますと、実は35中26位という形でございます。こういうことを思いますと、滞納整理につきまして、なお一層、私どもとしては手法、また職員の対応等も力を入れていただかなければならないというふうに存じております。

次に固定の、特に家屋の評価の方法でございますが、確かに議員御指摘のように、立田村においては総代を通じて新築、取り壊し等の御申請もあったということは承っております。基本的には、確認申請がありました方のところをお邪魔する、そして登記が終わったものが回ってくるものでお邪魔する、そしてあと現地調査を行うという形がどのところでも一般的であったというふうに思っております。ただ、佐屋町におきましては、実は昭和63年から飛行機を随時飛ばしてお見えでございますが、この時点で、他の町村も飛行機で航空写真は、飛ばしておられたようですが、基本的には土地の把握、土地の転用とか土地の画地、住宅用地の画地とか、土地の利用状況を主眼に置いて航空機を飛ばしてみえた。ただ、佐屋町におきましては、ここにプラスアルファで、実は家屋もそこへ当てはめて状況を調査してみえたというやり方がここ近年までおやりになった経緯があるというふうに承っております。議員御指摘のように、今現在全地区にかけて、この問題について調査をしておる状況下でございます。そういうものがまとまりましたら、また御報告をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

滞納の問題というのは年々再々大きくなっておりまして、17年のこの現年度分だけでも2億7,170万101円という数字になっておりまして、これは小さな数字ではないというふうに思うんですね。そして、この滞納を、市から言うと滞納整理という言葉からもしれませんけれども、それぞれ一軒一軒に市民の方の暮らしがあるわけなんですね。どういう暮らしをやっているかということについて、そこを無視して機械的な徴収業務に当たりますと、いろいろトラブルも発生すると思うんです。だから、あくまで市民の方の立場に立って、どうしたら生活を再建しながらこの滞納問題も考えていくのかということを考えて場合に、単に収納サイドでものを考

えていくだけではなくて、社会福祉課なども含めて他の部局と十分やっぱり相談をしながら、一人ひとりに親切丁寧に対応していくと。そうしたことがやられれば、そういう滞納額についても努力して少しでも支払うと、その点がポイントではないかというふうに思いますが、収納任せにしないという点での滞納問題の解決、私の提案のようにはならないのでしょうか。その点、教えてください。

それから、今固定資産税の調査の問題で佐屋の話が出ておりましたが、既に明らかになっています旧立田村の課税漏れ、未評価だけでも、現年分の調査件数を合わせますとはるかに上回っているという状況だと思うんですね。これを現在の資産税課の体制でもってやっていくことは、大変困難なことではないかというふうに思いますが、どのような方法で、どういう手順でこれからやっていくのかということ、私はきちんと住民の方に公開をすると、固定資産税を外から眺めて、今大量な件数が出てきているわけでありますから、それぞれの方に一人ひとりお約束をして、訪問して家屋の内部を調査するというのは、一日に大量にやれることではありませんし、気持ちよく協力するという市民の方の気持ちがないと、これは進みません。ですから、ある意味でこれは全市を挙げて、職員の体制もとってやらなければならない相談だろうというふうに思うんですね。しかも、もたもたと長い間ずるずるとやっていくということではなくて、できるだけそうした体制をとって短期間にやっていくということが必要だし、そうしたやり方についても個別で約束してやっていくことではなくて、現在の課税漏れや未評価に関係ない市民の方でも、今市がどういう調査をやっているかということ、しっかりとやっぱり理解するという背景をつくるような広報が必要だろうというふうに思いますが、その点どういう手順でこれからやろうとしてみえるのか、いつごろを目途にやろうとしてみえるのか、現状で結構でありますので、説明いただきたいと思えます。

#### ○総務部長（中野正三君）

収納の課の対応の仕方、云々ということですが、この点につきましても、今総務部の中に収納課が位置しております。そこの職員とよく話はしておるわけですが、これは個々の相談をお受けしているというようなこと。個々の相談といいますのは、単なる税だけの話ではなくて、その他の話も承ってその中継ぎをしているということも聞いております。ただ、これが全般の中ですべての方に行われているかどうかというところもあろうかと思えますけど、常にその状況を把握した段階で、所管のところとの中継ぎということは現時点でもやっておるというふうに思っております。ただ、今議員がおっしゃられましたようなことを、再度私の方からまた指示をさせていただきたいということは思っております。原点はその方たちの生活が立ち行くような状況下が常に必要であって、それがなければ納税はしていただけないだろうというふうに考えております。

家屋の問題につきましては、現在その内容において資産税の方が概略の把握に努めているということは申し上げました。現時点で私どもが考えておりますのは、永井議員の御指摘のように全庁的な対応をさせていただきたいと、せざるを得ないというふうに考えております。今の市民の方への対応につきましては、まだ確たるものは持ってはおりませんが、ただ内部的に

は市全体の職員で取り組むというような、ただノウハウについては、固定の評価をした者でないとなかなかできません。ただ、お邪魔をしてお約束をすることは他の職員でもできるかと思えます。その辺については、全庁的にやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○21番（永井千年君）**

いつまでにということが大変大事な問題で、私はこうした問題、返すならみんな喜んでいるわけですが、税法上は5年さかのぼることが可能だということでもありますので、5年間、未評価や課税漏れを徴収するということになると大変な話になりますので、やっぱり期限は明らかにして、しかも速やかに事が進むような手だてが必要だし、これを機に逆に市政の信頼をどうかち取っていくかという発想で考えていっていただきたいと思うんです。その点、いつまでにということは考えてみえないのでしょうか。それによって職員の体制も変わってくると思います。

それから滞納の現状については、これは決して多くないという、14.9%、35市中26位という話がありましたけれども、順番はわかりますが、現状に対してどのように考えてみえるかということをお最後に述べていただきたいというふうに思います。

**○総務部長（中野正三君）**

もちろん、いつまでにということであれば、次年度から速やかにというのが私どもの目標でございます。そうしなければならぬだろうというふうには思っております。ただ、今現状を踏まえた中でどのようなものか、上から眺めただけのところをピックアップして持っていております。それは、あくまでカーポート等、柱だけのものもありますし、その中でどのくらい減ってくるかという形が今後の課題かと思っております。基本的には、私どもとしては速やかにというふうに思っております。

滞納の先ほどの数字、順位云々という話でございましたが、これは滞納を徴収した率の順位でございますので、私が申し上げたのは蛇足であったかもしれませんが、御理解いただきたいと思います。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、次に移ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第11・認定第2号から日程第16・認定第7号まで（質疑）**

**○議長（佐藤 勇君）**

日程第11・認定第2号：平成17年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16・認定第7号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第34条の規定により一括議題として質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

1点だけお聞きします。

国民健康保険特別会計の関係ですが、国民健康保険税の医療部分、介護保険部分で、老年者控除がなくなったことによって、平成17年度より18年度に課税されて値上げとなった対象人数は何人になったのか。その点だけ、数字を明確に教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

御質問の趣旨は、税制改正に伴いまして18年度の国保税が増加した方についてのお尋ねだと思います。御承知のとおり、老年者控除、年金控除についての改正は18年度より影響が出てまいることになりましたが、17年度にこの控除を受けてみえた方につきましては、全体で3,844名おいでになりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、値上げの対象となったのは3,844人ですが、この中には高齢とか年金控除といひますと、高齢者の方がほとんどであります。先ほども高齢者に対してはいろいろな負担が増加している状況にあります。そして税制改正によって、年金がふえないのにこういった形で多くの方が増税になるということで、またこの問題については一般質問でも取り上げられると思ひますが、この3,844人が対象ということをお皆さんの頭の中に入れていただき、そういう方たちの負担がふえるということで、この問題の質問は終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑はございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に移ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第17・認定第8号（質疑）**

**○議長（佐藤 勇君）**

日程第17・認定第8号：平成17年度愛西市水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○24番（加藤敏彦君）**

認定第8号：平成17年度愛西市水道事業決算の認定について。

質問の第1点は、有収率についてであります。決算審査意見書の資料でいきますと58ページに有収率が紹介されておりますが、87.1%でやや低いのではないかと思ひますが、その理由についてお尋ねいたします。

それから、質問の第2点は経常収支についてであります。同じくこの資料の68ページに損益計算書の資料が出ておりますが、ここでは黒字の決算となっておりますが、しかし実際のと

ころは、他会計からの補助金とか出資金が入っておりますので、他会計からの繰り入れを除いた場合にどのような数字になるかという点についてお尋ねをいたします。

そして関連して、海部南部水道については他会計からの繰り入れを行っているかどうかという点についてお尋ねをいたします。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

まず、第1点目の有収率が低いのではないかという点でございますが、その理由はということでございます。これにつきまして、まず佐織地区につきましては、たまたま昨年度、水道管が老朽化というような点多々あるかと思いますが、漏水がかなり最近出てまいるようになりました。そして、また漏水すると多少そこら辺で濁りますので、工事に伴う洗管というようなこともさせていただいております。それで有収率がある程度下がったのではなかろうかなあと思っております。それから、八開につきましては特に有収率が悪いわけでございますが、これにつきましては、どうしても全体的な企業体として小さいということでございます。それで、少しの漏れでも有収率に相当響くという点と、それから大口の需要家の中で、カット野菜を商売にしてみえる方がございまして、この関係の方につきましては非常に水に対してシビアということでございまして、私どもとしても安定的にきれいな水を供給するという点で、洗管等十分に注意して行っておるというような点で、どうしても洗管を行う頻度が多いという点で有収率が低くなっておるのではなかろうかと思っております。

それから2点目の、経常収支の関係で、現在黒字ですが実際はという点でございます。議員御指摘のとおり、両地区ともそれぞれ一般会計より補助金並びに繰入金等でいただいております。その繰入額を差し引きますと、いずれの地区についても赤字という格好になるわけでございます。これにつきましては、ちょっと数字についてはまだ出ておりませんので、後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

それから、南水の関係でございますが、南水については補助金として老朽管の更新、いわゆる石綿管更新については一般会計からの、愛西市としての補助ということで対応させていただいております。以上でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

数字は今出ませんか。これ計算すると出てくるので、多分計算すると、佐織では115万3,240円、それから八開では1,919万4,900円程度になると思いますが、水道事業については、市長の統一、一本化という形での考えを持っておられまして、一番心配するのは、一般会計からの繰り入れがなくなった場合に、それが利用者にはね返るという問題が出てくるので、こういう補助や出資金の問題は絶えず見ていかざる得ない問題で、佐織の場合だと、この赤字額でいきますと1戸当たりで145.7円程度で大きくないと思いますが、八開地区でいきますと1万4,530円程度で、これはかなり大きな金額になるので、これがそのまま反映されれば、よく海部南部が一番高い水道と言われますが、八開の水道が一番高い水道というふうにならざるを得ないので、この問題は今後の重要な検討の課題として、安易に対応してはいけないというふうに思います。

それから、水道の統一についてですけども、佐織の水道と八開の水道を愛西市の水道として統一していくという考えがありますが、一つは今の設備的に一本化ができる状態になっているのか、なっていないのかという点をお尋ねしたいんですが、どうでしょうか。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

設備的ということ、恐らく管の関係だと思われませんが、これについては今現在のままですと、このままつないではふぐあいがあるというところで、管径の太さとか、現在置かれておる浄水場の関係、西部浄水場と八開の浄水場との絡みもございますので、その件につきましては、当然愛西市一本化ということで、市民平等にきれいな安心な水を配水するがためにも、どうしたら一番うまく接続をできるかと。また、どちらかが不足するとき、どちらからでも応援できるような体制という点で、今職員の中でも十分これについて検討を重ねておる最中でございます。以上でございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

これ大変難しい問題の一つだと思っておりますので、本当に職員の努力をしていただかなければいけないと思います。それで、水道の問題については、佐屋地区では地下水を利用して水道料金の据え置きをとという要望も市長に伝わっておりますので、そういう点で努力をいただきたいと。

それからもう1点、地下水の佐織の井戸の調査をされていましたが、詰まっているという問題についてどういう対応を考えられておられるのか、それを確認させていただいて質問を終わりたいと思います。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

佐織地区の井戸の清掃の関係でございます、これにつきましては、ただむちゃくちゃ費用をかけてきれいにすればいいというものでもないものですから、その体力にあった点でお願いしたいと思っております。それから時期的につきましては、水道水の一番使用量の少ない時期、冬場にできたらしていきたいと。どうしても今、井戸の水というのは相当おんぶしておりますので、これをやるとなると約20日間ほどの時間、その井戸をとめなければなりませんので、そういった点も考慮して、また県水等の方でその間不足する水についての応援ということもお願いせねばなりませんので、そういったところも踏まえまして進めさせていただきたいと思っております。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑はございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第18・委員会付託について**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第18・委員会付託についてを議題といたします。



本定例会に議題となっております議案第83号から議案第91号、認定第1号から認定第8号、陳情第9号から陳情第13号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会に付託をいたします。

なお、各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

明日の継続議会は午前10時より再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後4時51分 散会

